

平成26年玉村町議会第3回定例会会議録第1号

平成26年9月3日（水曜日）

議事日程 第1号

平成26年9月3日（水曜日）午前9時開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 閉会中における所管事務調査報告
- 日程第 5 請願の付託
- 日程第 6 報告第 4号 平成25年度玉村町土地開発公社決算報告について
- 日程第 7 報告第 5号 平成25年度公益財団法人玉村町文化振興財団決算報告について
- 日程第 8 報告第 6号 平成25年度公益財団法人玉村町農業公社決算報告について
- 日程第 9 議案第38号 平成25年度玉村町水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第10 認定第 1号 平成25年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第 2号 平成25年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第 3号 平成25年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第 4号 平成25年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第 5号 平成25年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第 6号 平成25年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第 7号 平成25年度玉村町水道事業会計決算認定について
- 日程第17 報告第 7号 平成25年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
- 日程第18 報告第 8号 平成25年度決算に基づく資金不足比率の報告について
- 日程第19 議案第39号 玉村町保育認定基準を定める条例の制定について
- 日程第20 議案第40号 玉村町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第21 議案第41号 玉村町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第22 議案第42号 玉村町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

- 日程第 2 3 議案第 4 3 号 玉村都市計画事業玉村町文化センター周辺土地区画整理事業施行に関する条例の制定について
- 日程第 2 4 議案第 4 4 号 玉村町宅地造成事業特別会計条例の制定について
- 日程第 2 5 議案第 4 5 号 玉村町税条例等の一部改正について
- 日程第 2 6 議案第 4 6 号 平成 2 6 年度玉村町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 2 7 議案第 4 7 号 平成 2 6 年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 8 議案第 4 8 号 平成 2 6 年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 9 議案第 4 9 号 平成 2 6 年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 0 議案第 5 0 号 平成 2 6 年度玉村町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 1 議案第 5 1 号 平成 2 6 年度玉村町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 3 2 議案第 5 2 号 工事請負変更契約の締結について（たまむら道の駅（仮称）トイレ棟建設工事）
- 日程第 3 3 議案第 5 3 号 損害賠償額を定めることについて
- 日程第 3 4 一般質問
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1番	原 秀夫君	2番	渡 邊 俊彦君
3番	石 内 國雄君	4番	笠 原 則孝君
5番	齊 藤 嘉和君	6番	備前島 久仁子君
7番	筑 井 あけみ君	8番	島 田 榮一君
9番	町 田 宗宏君	10番	三 友 美恵子君
11番	高 橋 茂樹君	12番	浅 見 武志君
13番	石 川 眞男君	14番	宇津木 治宣君
15番	川 端 宏和君	16番	柳 沢 浩一君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	貫 井 孝道君	副 町 長	重 田 正典君
教 育 長	新 井 道憲君	総 務 課 長	高 井 弘仁君
経営企画課長	金 田 邦夫君	税 務 課 長	月 田 昌秀君
健康福祉課長	小 林 訓君	子ども育成課長	齋 藤 修一君
住 民 課 長	山 口 隆之君	生活環境安全課長	斉 藤 治正君
経済産業課長	大 谷 義久君	都市建設課長	高 橋 雅之君
上下水道課長	木 暮 秀博君	会計管理者兼会計課長	金 井 満隆君
学校教育課長	小坂橋 保君	生涯学習課長	井 野 成美君

事務局職員出席者

議会事務局長	石 関 清 貴	庶務係兼 議事調査係長	松 田 純 一
主 査	関 根 聡 子		

○議長挨拶

◇議長（柳沢浩一君） 皆さんおはようございます。平成26年玉村町議会第3回定例会が招集されましたところ、議員各位には公私ともにご多用のところご参集をいただきましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。さて、今定例会は決算議会とも言うべき9月議会を迎えたわけですが、その審議結果は新年度予算に反映されるとともに、今後の玉村町のまちづくりにとっても大変意義のある議会であります。

また、今定例会には平成25年度の玉村町一般会計や特別会計の歳入歳出決算認定に係る議案あるいは新規条例の制定や特別会計の設置、平成26年度補正予算など重要な議案が後ほど町長より提案されます。議員各位におかれましては、住民の負託を受けた議会議員として、あらゆる角度から慎重なる審議を行い、適正にして妥当な審議結果が得られますようお願いのほどであります。また、今定例会には10名の議員から一般質問の通告がなされておりますが、活発な議論が行われるものと期待するところであります。

議員並びに町長を初め執行各位には、残暑厳しき折から体調には十分留意をされ、今定例会に臨んでいただきますようお願いを申し上げます。開会の挨拶といたします。



○開会・開議

午前9時開会・開議

◇議長（柳沢浩一君） ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより平成26年玉村町議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第1 諸般の報告

◇議長（柳沢浩一君） 日程第1、諸般の報告を申し上げます。

初めに、監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定による随時監査の結果、同法第235条の2第3項の規定による例月出納検査の結果が報告されております。6月から8月までの報告は、お手元に配付したとおりであります。



○日程第2 会議録署名議員の指名

◇議長（柳沢浩一君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、玉村町議会会議規則第127条の規定により、2番渡邊俊彦議員、3番石内國雄議員の両名を指名いたします。

◇

○日程第3 会期の決定

◇議長（柳沢浩一君） 日程第3、会期の決定について。

本定例会の会期については、去る8月27日に議会運営委員会を開催し、審査をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

三友美恵子議会運営委員長。

〔議会運営委員長 三友美恵子君登壇〕

◇議会運営委員長（三友美恵子君） おはようございます。平成26年玉村町議会第3回定例会、議会運営委員長報告を申し上げます。

平成26年玉村町議会第3回定例会が開催されるに当たり、去る8月27日午前9時より、役場4階会議室において議会運営委員会を開催し、議事日程を作成いたしましたので、ご報告申し上げます。詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

会期は、本日から9月12日までの10日間といたします。

今定例会に町長から提案される議案は、平成25年度決算に関する報告5件及び認定7件並びに新規条例の制定や平成26年度補正予算に関する議案等16件の28議案を予定しています。概要につきましては、日程1日目の本日は、まず各委員長より閉会中における所管事務調査報告を行います。次に、請願の付託を行います。次に、町長より報告第4号から報告第6号までの3件についての一括報告があります。続いて、議案第38号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。次に、認定第1号から認定第7号までの7議案について一括提案説明があり、監査委員の審査意見報告の後、総括質疑を行い、決算特別委員会を設置し、審査の付託を行います。次に、報告第7号及び報告第8号の2件について一括報告及び監査委員の審査意見報告を行います。その後、議案第39号から議案第42号までの4議案について一括提案説明があり、総括質疑の後、委員会付託を行います。次に、議案第43号について提案説明があり、総括質疑の後、委員会付託を行います。次に、議案第44号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。続いて、議案第45号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。次に、議案第46号について提案説明があります。次に、議案第47号から議案第50号までの4議案について一括提案説明があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。その後、議案第51号について提案説明があります。次に、議案第52号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。続いて、議案第53号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。最後に、一般質問を行います。質問者は3人です。

日程2日目は、本会議を午前9時に開議し、一般質問を行います。質問者は5人です。

日程3日目は、本会議を午前9時に開議し、一般質問を行います。質問者は2人です。本会議終了後、決算特別委員会を開催し、正副委員長の選出を行います。その後、総務常任委員会を開催します。

日程４日目と５日目は、土曜日、日曜日のため休会とします。

日程６日目は、経済建設常任委員会と文教福祉常任委員会を開催します。

日程７日目と８日目は、決算特別委員会を開催します。

日程９日目は、事務整理のため休会とします。

日程１０日目は最終日とし、午前１１時から議会運営委員会を開催します。その後、本会議を午後２時に開議し、委員会に付託された請願について委員長の審査報告があり、質疑、討論、表決を行います。次に、委員会に付託された議案第３９号から議案第４２号までについて委員長の審査報告があり、質疑、討論、表決を行います。続いて、委員会に付託された議案第４３号について委員長の審査報告があり、質疑、討論、表決を行います。次に、議案第４６号について質疑、討論、表決を行います。次に、議案第５１号について質疑、討論、表決を行います。その後、決算特別委員会に付託された認定第１号から認定第７号までの７議案の審査結果について委員長の報告があり、質疑、討論、表決を行います。続いて、各委員長から開会中の所管事務調査報告及び閉会中の所管事務調査の申し出を行います。最後に、議員派遣の申し出を行い、閉会を予定しております。

以上申し上げましたとおり、効率的かつ円滑な議会運営ができますよう各位のご協力をお願い申し上げます。報告といたします。

◇議長（柳沢浩一君） 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

平成２６年玉村町議会第３回定例会の会期は、ただいま議会運営委員長より報告のありましたとおり、本日から９月１２日までの１０日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から９月１２日までの１０日間と決定いたしました。



○日程第４ 閉会中における所管事務調査報告

◇議長（柳沢浩一君） 次に、日程第４、閉会中における所管事務調査報告を行います。

初めに、総務常任委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。

石川眞男総務常任委員長。

〔総務常任委員長 石川眞男君登壇〕

◇総務常任委員長（石川眞男君） おはようございます。それでは、早速総務常任委員会の所管事務調査の報告をいたします。

７月２５日に多野郡上野村に行きまして、上野村の定住政策について視察してまいりました。出席委員は、総務常任委員と柳沢議長、それから随行に石関清貴議会事務局長、それから松田純一庶務係

兼議事調査係長、そして金田邦夫経営企画課長です。それで、上野村の説明者は黒澤八郎上野村振興課長でした。

経過といたしまして、過日日本創成会議の人口減少問題検討分科会から、現在のペースで地方から大都市への人口流出が続けば、30年間で20代、30代の女性が半分以下に減る自治体は全国で896市区町村、群馬県内では20市町村に及び、また県内11町村が1万人未満になると見込まれ、自治体運営が難しくなり、消滅する可能性すらある自治体も出てくるとの試算が発表されました。もちろんこれはあくまで試算であり、そのとおりになるとは言えませんが、しかし玉村町も現状のままではいけないという共通認識は誰にでもあると思います。そこで、危機管理も含めて、小さな自治体として定住対策に積極的に取り組む上野村の視察を思い立ちました。

村長の神田強平氏、それから議会議長青木一次氏から歓迎の挨拶を受けた後に、振興課長の黒澤八郎氏から定住政策について説明を受けました。それで、上野村の定住政策は、人口が1,392人、これは24年の12月1日現在でありますけれども、群馬県で最も小さな自治体であります。自然豊かな半面、過疎化は深刻な状況にあり、過疎から脱却するために、主に若い世代を対象とした定住対策に力を注いできました。平成元年からIターン者を積極的に受け入れ始め、現在では総人口の17%に当たる232人となっております。具体的な定住対策は以下のとおりであります。

まず、雇用の場を創出するということです。上野村は、交通条件や地理的条件から企業誘致による雇用拡大は期待できないため、村が主体となって林業、キノコ栽培など新たな産業興しと連動させて、各種施設の整備による雇用の場をつくってきました。それから、住居を整えるということです。これが重点対策の2。Iターン者の主な住居として、村営住宅を積極的に整備しています。配置に当たっては、村内各集落の実情を勘案しつつ、分散して配置させ、限界集落化の解消につなげております。平成24年12月1日現在、113世帯分の整備を行っておりますが、依然供給不足の状態となっております。

それから、重点対策として生活支援策を充実させていると。これには幾つかあります。例えば生活補給金の支給、Iターン者が村に移住した場合、移住前に比べて所得が減少する場合も多く、安定した所得が得られるまでの支援策として生活補給金、これを支給しております。この条件は、大体ほかの政策もそうなのですけれども、村に定住する意思のある満45歳以下の者、こういった形です。それで、1世帯当たり毎月5万円、もちろん所得制限ありますけれども、独身者は1人当たり3万円支給して、最長36カ月支給期間ということです。そして、結婚祝金、村に定住する意思のある45歳以下の者に対し、1組当たり20万円支給、それから住宅資金借入金の利子の助成、それから住宅取得の、これも村に定住する意思のある45歳以下の者に対して、住宅取得により生じた不動産取得税相当額、不動産の固定資産税相当額を助成する、これも最長5年の期間を決めて行っております。

それから、奨学金の貸与。高等学校、高等専門学校、大学、短期大学並びに専門学校に在学する生

徒に奨学金の貸与をしております。奨学生が学校を卒業後、返済期間中に村民として村に在村し、就業した者については、その期間に限り奨学金の返済を免除しております。それから、誕生祝金の支給。次代の上野村を担う子供たちの増加と健全育成を目的としまして、誕生祝金を1子につき3万円支給。それから、養育手当、6カ月を超えて継続して住民である者で3人以上の子を有し、かつ生計を同じくする者に対し、第3子以降について1人につき月額1万円支給ということです。そしてまた、入学祝金の支給、小学校、中学校に入学する子を有する者に対して、1子につき3万円支給です。

その他低額な保育料、学校給食費の免除、学童保育所の開設、子ども福祉事業として村単独で18歳までの医療費を免除しております。また、上野村の観光客は年間約20万人で、森林浴等を組み入れた上野村ツアーを実施し、上野村の魅力を一層発信し、定住希望者の増加を図っております。

こういう全体の流れから考察するところですがけれども、今人口流入が続く大都市も決して安泰ではないと思います。例えば晩婚化が進み、生活費が高く、子育て環境が整っていない東京は出生率が極めて低いため、日本全体の人口減に拍車をかける懸念があります。上野村の人口は、7月現在1,330人、基礎自治体としての生き残りをかけ、懸命な定住対策をしているその姿を玉村町も学ぶ必要があると考えます。玉村町に捉え返して言えば、女性に限らず、生産年齢層が仕事をしやすい雇用環境、子供を育てやすい子育て環境、安心して教育を受けられる環境を具体的に整えることが肝要で、上野村が行っているさまざまな定住対策は大いに参考になると考えます。

前橋市、高崎市、伊勢崎市を周囲に持つ自治体としての地理的、経済的環境を踏まえて、一層積極的に、挑戦的に定住人口増対策を打ち出し、日本創成会議の予想を覆すことが求められているのではないかと思います。

以上、委員会の調査報告といたします。

◇議長（柳沢浩一君） 以上で、総務常任委員長の報告を終了いたします。

次に、経済建設常任委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。

備前島久仁子経済建設常任委員長。

〔経済建設常任委員長 備前島久仁子君登壇〕

◇経済建設常任委員長（備前島久仁子君） おはようございます。経済建設常任委員会です。本委員会の所管事務調査の結果を会議規則第77条の規定により報告いたします。

日時は、平成26年7月23日、視察地は群馬県邑楽郡千代田町のふれあいタウンちよだの事業概要について調査してまいりました。出席委員は、経済建設常任委員会の5名の委員であり、随行者、対応者、説明者は以下のとおりであります。

まず、千代田町の概要でありますけれども、千代田町は東京から60キロ圏内、JR熊谷駅まで車で約20分の位置にあり、利根川がもたらす豊かな水を利用した米麦を中心とした農業と2つの工業団地を有する農業と工業が一体化して発展してきた町であります。平成26年4月1日現在の人口は

1万1,515人であります。

今回視察しましたふれあいタウンちよだでありますけれども、この町の東部地区の人口減少が進み、これに伴う児童、生徒数の減少が深刻化してきたための人口増の対策であり、さらに近隣の工業団地造成に伴う緊急的な住宅需要に対応することを目的に計画されました。事業は、平成12年度に群馬県の企業局、西邑楽土地開発公社、千代田町の3者で事業化されました。当初は、全区域720戸の住宅用地を事業化する予定でありましたが、経済状況の変化や住宅需要の低迷を考慮して、307区画のみの事業化となりました。残りは、商業系土地利用へ事業目的を転換してきております。平成15年から販売してきておりますけれども、現在も約半数が売れ残っているため、その販売に力を入れているところであります。

区画は、総区画数が307区画、そして現在販売しております区画数が153区画であります。区画面積は61坪から109坪であり、平均は78坪であります。販売価格でありますけれども、約600万円から約1,000万円、坪単価でいきますと約8万から13万円ほどとなっております。ここの購入者の年齢層でありますけれども、平均年齢が35歳の核家族、3人から4人の世帯を想定しての販売となっております。販売方法は、平成18年度にメーカーにより建て売りが20戸分譲して、これは完売しております。その他の分譲促進制度として、個人の紹介制度やさまざまな制度を実施してきました。

そして、商業用地への誘致の取り組みでありますけれども、商業用地にジョイフル本田千代田店が平成23年3月にオープンしました。県外からも多くの来場者があって、地域交流地点としての役割を担っております。誘致に当たりましては、担当窓口に商業施設等の誘致対策室を設置するとともに、誘致促進施策として千代田町商業施設誘致促進条例を策定しております。また、誘致する側の責務としましても、周辺道路の整備や新設の信号機要望、地元商工会との調整など、町を挙げての全面協力を実施しております。ジョイフル本田千代田店は、東京ドーム2.5個分という非常に大きな施設であります。

考察。当初は、720区画の販売を想定しておりましたが、経済状況の変化や住宅需要の低迷を考慮して、住宅用地は半分に削減し、それ以外を商業系土地利用へ転換してきたことは賢明な判断だったと考えられます。住宅用地は、10年販売してきた結果、今も307区画の半分しか販売ができていない状態であります。さらに、全区域を同時販売したために空き地が虫食い状態のように残っています。区画ごとに販売期間を決めて、そこが完売してから次の区画販売をしていかないと、空き地となっている土地を今後販売するのは非常に難しいと考えます。また、販売価格が坪単価9万円から13万円というのは、購入者の年齢層を考えると高いのではないかと思います。幸いにもジョイフル本田千代田店の進出があって、集客や地域の活性化、雇用を生み出したことはメリットが多い。

一方、玉村町の定住促進事業に予定されている地域は、東毛広域幹線道路や文化センター、小学校

に隣接し、定住促進を進めるのに最適な用地と考えられます。今後土地だけの販売なのか、メーカーとの共同なのか、どこから販売していくのか等、十分な検討が必要であると思われます。人口も減少している今、清流の杜や上之手団地を販売した当時のような盛況ぶりは戻ってこないと考えられます。どこにでもあるような当たり前の住宅用地や建て売りとならないよう、特徴を打ち出す必要を感じます。現在高崎市内では、55から60坪の土地で1,700万円から2,200万円の建て売りの住宅が一番多く販売されていると聞きます。若者のライフスタイルとしては、家だけではなく、旅行や趣味や子供の教育にも投資したいという傾向にあり、高価な住宅は人気がなくなってきております。しっかりとしたニーズ分析をして、年齢層の把握や価格設定や住宅メーカーとの交渉を進めてほしいと思っております。さらに、商業施設をどう誘致するか。玉村町の場合は、千代田町に比べればそんなに広くはありませんが、トップセールスの腕を発揮して、町なかに雇用と活気を生み出すよう要望いたします。

以上、委員会の調査報告といたします。

◇議長（柳沢浩一君） 以上で、経済建設常任委員長の報告を終了いたします。

次に、文教福祉常任委員会の調査研究について委員長の報告を求めます。

宇津木治宣文教福祉常任委員長。

〔文教福祉常任委員長 宇津木治宣君登壇〕

◇文教福祉常任委員長（宇津木治宣君） 文教福祉常任委員会の所管事務調査報告を行います。

次により所管事務調査が終了したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。日時は、平成26年8月8日午後であります。視察地は群馬県富岡市、調査事項は1、富岡市における高齢者福祉施策について、2、ふれあい居場所づくりについて。出席委員は文教福祉常任委員全員であります。随行者は、議会事務局関係者、あわせて健康福祉課高齢政策係長の岩谷係長にも同行いただきました。対応者は、富岡市の議会関係者、また説明者は富岡市の健康福祉部長、高齢介護課長、富岡市ふれあい居場所ネットワーク連絡会代表の春山氏、ぬきさき元気会代表の勅使河原氏などでありました。

調査経過については、6月に成立した医療介護総合確保推進法に基づく制度改正では、要支援者に対する介護予防給付について、市町村が地域の実情に応じ、住民主体の取り組み等を積極的に活用しながら、柔軟かつ効率的にサービスを提供できるよう受け皿を確保しながら、新たな地域包括推進事業に段階的に移行されるべきだとされています。これらを受け、当町においても新たな取り組みが求められているわけであります。そこで、平成23年度から地域包括ケアのまちづくりにおいて、先進的な取り組みを行っている富岡市を視察いたしました。

まず、ふれあいの居場所とは、富岡市の説明では、年齢や性別を問わず、誰でも気軽に集い、自由な時間を過ごすことができる場所である。また、ふれあいの居場所を運営する人は、趣味や特技、知

識と経験を生かし、その場所でさまざまな活動することができる。ふれあいの居場所が地域にあることで支え合い、生きがい、社会貢献、介護予防、孤立予防、世代間交流などさまざまな効果が生まれている。市民同士が支え合うきずなの深い地域づくりの拠点となる。富岡市では、ふれあいの居場所を立ち上げたいという市民を応援するための補助制度を創設し、この制度を活用し、ふれあいの居場所づくりを始めてみないかと市民に呼びかけています。富岡市の高齢者の現状は、ごらんのとおりであります。市が行っている施策は、1つは行政支援、効果、行政支援の意義については書かれているとおりでありますので、ごらんいただきたいと思います。

予算措置としては、平成23年から24年にかけて、一般会計で地域支え合い体制づくり事業補助金、平成25年度は介護保険特別会計から地域支援事業を行っております。これまでの取り組みとして、平成23年度ふれあい居場所づくりの勉強会3回、延べ165人の参加、24年度、ふれあい居場所づくり立ち上げ勉強会3回、延べ79人の参加、先進地視察などを経て、24年度には9カ所の居場所がつくられ、25年度には8カ所が設立され、合計17カ所の居場所づくりが進んでおられるということでありました。

ここに書かれていますが、富岡市の居場所については17カ所が始まっていますが、ごらんのとおり運営者、会場、そして内容、17カ所はそれぞれ特徴が全部違っていました。中には、2ページ目ですけれども、こだま・やまびこふれあい居場所は、運営者はこだま農産物生産組合だそうで、会場は個人宅で、地域同士のふれあいと交流、そば、大豆、麦、ヒマワリの栽培など、こういうのも手がけていると。まさに多彩な居場所づくりだということが確認されました。詳細については、ごらんいただきたいと思います。

その後、富岡市で開設しているふれあい居場所17カ所のうち、ぬきさき元気会を視察いたしました。貫前神社の近くの社会教育館を会場に、ごらんのとおりのさまざまな幅広い活動を行っていました。代表の勅使河原さんは、地域のさまざまな人から相談を受け、ニーズを感じる中、居場所づくりが始まった、着物の布を使った枕づくりなどをしながら、みんなでおしゃべりをしながら居場所づくりを始めた。その結果、さまざまな人が居場所で元気になっていく。学校帰りに子供たちが寄ってくるよう、またみとりも考えていきたいと、これからの思いを語っておられました。運営経費については、廃品回収、空き缶などを大量に集めているそうですが、たまたま世界遺産に指定されたということで観光客が押し寄せ、暑い夏場には空き缶が大量に出るので、非常に助かるという話をなさっておりました。

また、富岡市ふれあい居場所ネットワーク連絡会の春山代表からは、市がふれあい居場所づくりを立ち上げ、市民を応援する制度をつくりました。しかし、地域包括ケアのまちづくりといっても、誰が引き受けるのかが課題でした。地域の自主性を尊重し、会場、運営者、内容など、その地域に合ったものにしていくことが大事だと言っておられました。

考察として、当町でも介護保険事業の改正によつての取り組みを進めるわけですが、要支援は介護給付の対象外となり、市町村の事業で新たな介護予防、日常生活支援総合事業として代替していくこととなります。介護保険から要支援者が締め出されるとの懸念も生まれており、受け皿となる自治体の責任は重いものがあります。介護の一部を地域やボランティアに押しつける形にならないようにしなければなりません。富岡市では、ふれあい居場所とは、住民同士がともに支え合い、助け合うきずなな深い地域づくりと、このように位置づけております。また、春山代表からは、居場所づくりを進めるに当たっては地域包括ケアのまちづくりと云つて、誰が引き受けるのが課題であつたと。地域の自主性を尊重し、会場、運営者、内容など、その地域に合つたものが大事だと自主性を重んじておりました。当町においても、これらの内容をしっかり参考にし、万全な体制を望みます。

以上で文教福祉常任委員会の所管事務調査を終了いたします。ありがとうございます。

◇議長（柳沢浩一君） 以上で、文教福祉常任委員長長の報告を終了いたします。

これもちまして、閉会中における委員会の所管事務調査報告を終了いたします。



○日程第5 請願の付託

◇議長（柳沢浩一君） 日程第5、請願の付託について議題といたします。

ただいま議題となっております請願については、お手元に配付してあります文書表のとおり関係常任委員会に付託し、今定例会開会中の審査としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

平成26年9月3日

玉村町議会第3回定例会

請 願 文 書 表

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	請願者又は代表者 住 所・氏 名		付 託 委員会等
4	26. 8. 25	手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書	紹介議員	備前島 久仁子	文 教 福 祉 常 任 委 員 会
			前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター内 一般社団法人 群馬県聴覚障害者連盟 理事長 早川 健一		



○日程第6 報告第4号 平成25年度玉村町土地開発公社決算報告について

○日程第7 報告第5号 平成25年度公益財団法人玉村町文化振興財団決算報告について

○日程第8 報告第6号 平成25年度公益財団法人玉村町農業公社決算報告について

◇議長（柳沢浩一君） 日程第6、報告第4号 平成25年度玉村町土地開発公社決算報告について及び日程第7、報告第5号 平成25年度公益財団法人玉村町文化振興財団決算報告について並びに日程第8、報告第6号 平成25年度公益財団法人玉村町農業公社決算報告についての決算報告が提出されました。

これより公社及び財団に関する3件の決算報告を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） おはようございます。

去る8月20日に広島市で発生した豪雨により大規模な土砂災害が発生し、甚大な被害をもたらしました。この災害によりお亡くなりになられた方々に心からご冥福をお祈りしますとともに、被害を受けられた多くの方々に心からお見舞いを申し上げます。町としましても、町民の生命、財産を守るため、今後とも災害時に備え、迅速に対応できるよう努めてまいりたいと考えております。

さて、現在地での打ち上げはことしが最後となりました「田園夢花火2014 第26回たまむら花火大会」が、皆様の協力により開催することができましたことを厚く御礼申し上げます。さらには、ふるさとまつりを初めとする夏の恒例行事につきましても盛大に開催できましたことを重ねて御礼申し上げますとともに、各地区におきましても納涼祭が活気あふれる中行われましたことをお喜び申し上げる次第であります。

本日平成26年玉村町議会第3回定例会を招集いたしましたところ、ご参会をいただき、本定例会が成立いたしましたことを御礼申し上げます。本定例会は、本日から9月12日までの10日間、28議案につきまして提案をさせていただき、ご審議をお願い申し上げます。誠心誠意論議を尽くしてまいりたいと存じますので、貴重なご意見、ご提言を賜りますようよろしくお願い申し上げます。各議案の内容につきましては後ほど説明させていただきますが、慎重にご審議をいただき、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。また、平成25年度決算認定につきましては、それぞれ会計別に適切に執行いたしましたので、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

報告第4号 平成25年度玉村町土地開発公社決算報告について、土地開発公社理事長より平成26年5月30日付で平成25年度玉村町土地開発公社決算報告書が提出されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告をいたします。

土地開発公社の業務につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく公有地取得事業及び土地造成事業に伴うものでございます。ただし、25年度は主な業務を行っておりません。

本年度決算は、収益的収支につきましては、受取利息及び雑収益により収入3万7,914円、一般管理費による支出が2万8,554円となり、差し引き9,360円の収益を計上いたしました。これにより、繰り越し準備金は2,906万2,828円となっております。

また、資本的収支におきましては、収入、支出ともにゼロであり、差し引き収支不足はございません。

以上、平成25年度土地開発公社決算に係る報告とさせていただきます。

報告第5号 平成25年度公益財団法人玉村町文化振興財団決算報告について、公益財団法人玉村町文化振興財団理事長より平成26年5月10日付で報告書が提出されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告をいたします。

決算の概要につきましては、収入合計額は6,180万3,647円であり、町への補助金返還分を含む支出合計額も同額でありました。また、補助金については、平成25年度補助事業等実績の報告時に精算を行った結果、補助金確定額を4,458万9,159円とし、既に交付した5,000万円から財団の繰越金相当額である541万841円の返還を受けました。

事業種別では、鑑賞事業4本、共催事業6本、住民参加型事業2本、地域協働事業3本、助成事業2本の5種17事業であります。

なお、事業の実績につきましては、別紙事業報告書及び収支決算書のとおりであります。

報告第6号 平成25年度公益財団法人玉村町農業公社決算報告につきましてご説明申し上げます。公益財団法人玉村町農業公社理事長より平成26年6月13日付で報告書が提出されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告をいたします。

決算の概要につきましては、当期収入合計が4,206万5,165円、当期支出合計が4,838万5,980円であり、当期収支差額は632万815円の単年度赤字でございます。

主な理由といたしましては、機械修繕費及び機械リース料の増加等となっております。玉村町の農業におきましては、平成26年2月の豪雪により甚大な被害を受けました。被害農家がこの災害から立ち直るには相当の時間がかかるものと考えられ、その対策にも十分配慮していかなければならないと考えております。現在集落営農組織の法人化が進んでいますが、依然として農業従事者の高齢化、後継者不足が進む状況に変化の兆しは見えてこないのが現状であります。

公社事業につきましては、農地利用集積円滑化事業において、集落営農の法人化により例年のない取扱量を記録いたしました。

次に、農業機械銀行事業では、作業受託、農業機械の貸し出しにより、引き続き農業者のコスト削減の一翼を担うことができました。

また、農業生産物等加工販売事業では、肉まんの開発研究を行い、一定の成果を上げることができました。

そして、平成22年度から始まった、WCS、これはホールクロップサイレージ事業におきましては、作付面積も大幅にふえたことから、製品の売り上げ先の確保を目的として、玉村町国産飼料利用組合も設立しております。売り先としましては、神津牧場や伊香保グリーン牧場などの大口の契約先も確保することができ、今後もさらなる品質管理に努め、作付面積の増加を図りながら、公社事業の柱の1つとして成長させていきたいと考えております。

その他事業の詳細につきましては、別紙事業報告書並びに収支決算書のとおりでございますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

以上です。

◇議長（柳沢浩一君） 以上で、公社及び財団に関する3件の決算報告を終了いたします。



○日程第9 議案第38号 平成25年度玉村町水道事業会計剰余金の処分について

◇議長（柳沢浩一君） 日程第9、議案第38号 平成25年度玉村町水道事業会計剰余金の処分についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 貫井孝道君登壇]

◇町長（貫井孝道君） 議案第38号 平成25年度玉村町水道事業会計剰余金の処分についてご説明申し上げます。

本案は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、平成25年度水道事業会計決算の結果、発生した利益剰余金の処分について、議会の議決を求めるものでございます。

前年度1年間の営業活動の結果として、損益取引から生じた純利益は2,974万2,268円ありますが、これは経理上、未処分利益剰余金に位置づけられるものでございます。内容については、別紙の剰余金処分計算書（案）のとおり処分させていただくもので、未処分利益剰余金2,974万2,268円を企業債償還に充てるための減債積立金として150万円、欠損金を埋めるための利益積立金として1,400万円、建設改良積立金として1,424万2,268円、それぞれに積み立てるものでございます。

以上です。

◇議長（柳沢浩一君） 提案説明を終了いたします。

次に、本案に対する質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 10 認定第 1 号 平成 25 年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について

○日程第 11 認定第 2 号 平成 25 年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第 12 認定第 3 号 平成 25 年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第 13 認定第 4 号 平成 25 年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第 14 認定第 5 号 平成 25 年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第 15 認定第 6 号 平成 25 年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第 16 認定第 7 号 平成 25 年度玉村町水道事業会計決算認定について

◇議長（柳沢浩一君） 日程第 10、認定第 1 号 平成 25 年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第 16、認定第 7 号 平成 25 年度玉村町水道事業会計決算認定についての 7 議案を一括議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 10、認定第 1 号から日程第 16、認定第 7 号までの 7 議案を一括議題といたしま

す。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 貫井孝道君登壇]

◇町長（貫井孝道君） 認定第1号 平成25年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第233条第3項の規定によりご説明申し上げます。

まず、決算の概要ですが、歳入総額102億7,805万5,810円に対し、歳出総額は98億4,640万564円となり、歳入から歳出を差し引いた形式収支は4億3,165万5,246円の黒字となりました。このうち翌年度へ繰り越すべき財源が3,836万9,325円ありましたので、実質収支は3億9,328万5,921円の黒字となり、さらにここから2億円を財政調整基金へ積み立てましたので、残りの1億9,328万5,921円については翌年度へ繰り越すこととさせていただきます。

まず、平成25年度の歳入の特徴としては、個人町民税や固定資産税が減少したものの、法人町民税や軽自動車税、町たばこ税が増加し、さらに収納率が向上したことにより、町税全体では0.7%の増加となりました。しかし、クリーンセンター長寿命化工事の終了に伴い、地方交付税が31.4%、国庫支出金が35.2%それぞれ減少し、財政調整基金の取り崩しの減少などにより繰入金についても44.7%減少したため、歳入総額では前年度に比べ11.2%の減少となりました。

次に、歳出ですが、目的別に見ますと、民生費、農林水産業費、消防費等が増加した一方で、総務費、衛生費等が減少いたしました。また、性質別に見ますと、人件費、物件費、扶助費、公債費、繰出金が増加した一方で、投資的経費、積立金、補助費等が減少いたしました。歳出総額では、クリーンセンター長寿命化工事の終了などに伴い、前年度に比べ10.9%の減少となりました。

さて、当町の財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、平成25年度決算においては前年度に比べ4.5ポイント上昇し、93.7%となりました。また、公債費負担比率についても前年度に比べ1.4ポイント上昇し、11.6%となりましたが、財政力指数については前年度と同様の0.75となりました。

なお、地方債残高については、平成21年度から4年連続して増加をしておりましたが、平成25年度は減少に転じ、前年度に比べ902万円減少して、96億3,593万円となりました。

一方、財政調整基金残高については、平成24年度の決算剰余金2億3,000万円と平成25年度中に発生した利子283万円を積み立て、平成25年度の財源不足を補うため2億円の取り崩しを行った結果、平成25年度末では前年度に比べ3,283万円増加の31億7,328万円となりました。

これまでに述べたように、経常収支比率、公債費負担比率については悪化し、財政力指数について

は横ばいとなりましたが、地方債残高は減少し、財政調整基金残高が増加したことにより、将来にわたる財政負担は減少となりました。

ご承知のとおり、現在町ではたまむら道の駅（仮称）建設事業や第4保育所改築事業を初め、文化センター周辺の定住促進まちづくり事業や高崎玉村スマートインター周辺まちづくり事業、さらには東毛広域幹線道路のアクセス道路の整備に取り組んでおります。さらに、今後は小中学校を初めとする老朽化した施設の大規模な改修や、道路や橋梁等の老朽化したインフラ対策のほか、高齢者人口の増加に伴う社会保障関連経費の増加など多額の財源を必要とする事業を抱えております。そのため、今後はこれまで以上に厳しい財政運営が予想されますが、第5次総合計画及び都市計画マスタープランの着実な推進など効果的な施策を展開することにより、地域経済が元気で安全で暮らしやすい町を築いていきたいと考えております。

認定第2号 平成25年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

歳入決算額は37億6,827万8,201円で、歳出決算額は36億8,531万6,685円でしたので、決算収支額の8,296万1,516円を翌年度へ繰り越しました。しかしながら、平成25年度の実質収支額から前年度繰越金を差し引いた収支額は6,908万5,009円の赤字であります。

まず、歳入の主なものとしては、国民健康保険税は9億2,726万9,797円です。現年分の収納率は93.69%で、前年対比1.45%の増となりました。滞納繰越分は28.57%で、前年対比5.15%の増となりました。

主な医療費に対する歳入は、国の負担金として現年度一般被保険者分の療養給付費負担金が4億7,445万5,289円と、支払基金から交付される退職被保険者分の療養給付費等交付金が2億8,344万4,000円であります。その他の国負担金については、介護納付金負担金が7,446万9,572円、後期高齢者支援金負担金が1億5,103万4,642円であります。

また、国の補助金としては普通調整交付金が1億5,994万1,000円と特別調整交付金が1,993万5,000円であります。

65歳以上の前期高齢者の加入割合により負担調整され、交付される前期高齢者交付金が6億6,264万4,708円あります。

県の支出金としての負担金、補助金については、総額で2億4,004万878円あります。

医療費を県内市町村で共同負担し、財政の安定化を図る共同事業交付金は4億1,120万4,163円あります。

一般会計からの繰入金については、保険基盤安定、事務費、出産育児一時金など1億5,885万9,635円が繰り入れられております。

次に、歳出では、主に保険給付費の支払いで、一般、退職被保険者分を合わせて24億3,955万8,136円であります。後期高齢者支援金等は5億1,709万8,152円、前期高齢者納付金等は53万1,407円、介護納付金は2億3,271万5,872円であります。

医療費を県内市町村で共同負担し、財政の安定化を図るための共同事業拠出金は3億8,359万4,400円あります。

保健事業では、増加する医療費を抑制するため、予防を主眼に特定健診や人間ドックなどを実施し、3,264万263円の支出となります。特定健診については、受診者が前年度より増加しましたが、実施計画にある目標値には達していません。今後も制度の周知徹底を図り、被保険者の健康維持、意識の向上に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

今後も的確な歳入の確保と医療費の適正化をより一層推し進め、安定的な国保の健全運営を図りたいと考えております。

認定第3号 平成25年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

歳入決算額は2億1,968万8,472円で、歳出決算額は2億1,847万5,303円あります。

まず、歳入の主なものとして、後期高齢者医療保険料は1億6,840万9,500円で、収納率は99.61%であります。一般会計からは、特別会計事務費及び保険基盤安定拠出金として4,909万1,194円を繰り入れました。

次に、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金として、保険料納付金1億6,872万2,100円と保険基盤安定拠出金4,513万4,194円あります。

実質収支差額については121万3,169円で、翌年度へ繰り越しました。

後期高齢者医療制度につきましては、高齢者の方々にご理解をいただいていると思われまます。今後もこの制度についてご理解をいただけるよう、きめ細やかな対応を行っていくことにより、円滑な制度運営を図っていきたいと考えております。

認定第4号 平成25年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、歳入決算額は18億9,578万8,680円、歳出決算額は18億6,282万8,187円であり、その実質収支額は3,296万493円となり、同額を翌年度に繰り越します。

平成12年度から介護保険法が施行され、制度も普及し、近年の高齢化の進展や家族形態の変化等に伴い、要介護高齢者もふえております。また、介護度の重度化、介護期間の長期化と介護需要は増大し、施設もふえ、介護に要する諸費用も増大し続け、今後も給付費の増額、改定時ごとの保険料の値上げも検討しなければならないと考えております。長寿社会を支える一方で、費用過多傾向の社会

保障制度の持続可能性も問われているところでございます。

当町でも歳入歳出ともに前年を大きく上回りました。給付費では、受給者が1カ月約750人の利用があります。要介護者の居宅介護サービス給付費7億7,581万2,000円、構成比にしますと42.3%と最も割合が高く、前年度比13.9%の増加、次いで特別養護老人ホーム等の施設介護サービスの給付も月に190人の利用があり、年間で5億9,922万6,000円と割合も32.7%を占め、前年度比9.7%の増加となっております。ほかに主に施設入所者が対象となる特定入所者介護サービス費や高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費も前年度から大きくふえております。地域支援事業では、権利擁護事業として成年後見制度の普及啓発及び相談業務を特定非営利活動法人に委託し、成年後見制度の利用促進を図ってまいりました。

予防を推進し、健康増進による給付費の抑制を進めるとともに、適正な介護給付に努め、より信頼される制度として事業運営が行われるようにしていきたいと考えております。

認定第5号 平成25年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、歳入決算額は1,224万5,304円、歳出決算額は1,224万5,304円の同額となります。

介護保険の要介護認定の結果、要支援1、要支援2と認定された方に対して、地域包括支援センターの保健師等がケアプランを作成するという平成18年度から始まった事業であり、平成25年度では8年が経過したところであります。今後も高齢化が進行するのに伴い、要支援1、要支援2といった要支援者の認定者の増加も予想されることから、介護予防を重視した適正なケアプランの作成に努めてまいりたいと考えております。

認定第6号 平成25年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

歳入決算額は14億1,110万3,816円で、歳出決算額は13億8,132万3,675円であります。歳入の内訳ですが、下水道事業受益者負担金が2,343万400円、下水道使用料が2億6,065万8,410円、国庫補助金が2億5,554万6,000円で、一般会計繰入金3億2,300万円、繰越金が2,095万5,866円、諸収入が391万3,140円、下水道事業債が公共、特環、流域を合わせて5億2,200万円、県補助金が160万円となっております。

次に、歳出の内訳ですが、下水道費が8億4,014万8,478円、公債費が元金、利子合わせて5億4,117万5,197円であります。

実施した主な事業ですが、維持管理として水管渠及びマンホールポンプの清掃を行いました。作業は、特殊車両により管の内部を高圧洗浄した後、汚泥を吸引するもので、昨年度はマンホールポンプ6カ所を年6回実施するとともに、水管渠について総延長で約10.7キロメートルを実施いた

しました。

建設事業では、汚水事業として下新田地区、板井地区、斎田地区、角渕地区、樋越地区、下之宮地区、川井地区及び八幡原地区を整備するとともに、下新田地区、下之宮地区、南玉地区、飯倉地区及び五料地区の実施設計を行いました。また、雨水対策事業では、下新田地区及び斎田地区、これは斉田上之手線でございます。の排水路設置工事を行いました。

最後に、平成25年度に実施した下水道の整備状況ですが、公共、特環合わせて施工延長が7,167メートル、整備面積が19.2ヘクタールでございます。その結果、年度末の下水道普及率は69.5%となりました。まだ70%には足らなかったということでございます。今後も計画的に整備を進め、的確な歳入の確保と効率的な事業運営を図ってまいります。

認定第7号 平成25年度玉村町水道事業会計決算認定についてご説明申し上げます。

まず、収益的収入及び支出でございます。収入総額は5億4,096万426円で、内訳は給水収益等の営業収益が5億3,737万7,759円、営業外収益が358万2,667円でございます。

一方、支出総額は5億452万7,471円で、内訳は営業費用が4億4,504万3,425円、企業債利子などの営業外費用が5,641万9,596円、過年度欠損金等の特別損失が306万4,450円となっております。

次に、資本的収入及び支出でございます。収入総額は1億3,422万8,000円で、内訳は企業債が1億1,600万円、加入者負担金が1,822万8,000円でございます。

一方、支出総額は2億6,196万1,918円で、内訳は建設改良費が1億5,514万8,370円、水道メーター等の固定資産購入費が360万4,670円、企業債償還金が1億320万8,878円でございます。

なお、資本的収入において不足した1億2,773万3,918円については、当年度分消費税資本的収支調整額660万1,836円及び当年度分損益勘定留保資金1億1,841万1,146円並びに建設改良積立金272万936円で補填いたしました。引き続き、安心、安全な水を供給できるよう維持管理に努めるとともに、経費節減等により効果的な事業経営を図ってまいります。

以上が平成25年度の一般会計を初め特別会計の歳入歳出決算の概要ですが、去る7月17日から8月7日までの間、監査委員さんに審査をしていただき、その審査意見書が提出されておりますので、監査委員さんの意見書を付して、議会の認定を賜りたく提案を申し上げる次第でございます。

なお、その経過と決算の詳しい内容につきましては、決算書並びに決算における主要事業と成果等の説明書を提出させていただいておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上です。

◇議長（柳沢浩一君） 提案説明を終了いたします。

認定第1号 平成25年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第7号 平成25年

度玉村町水道事業会計決算認定については監査委員の審査意見が付されております。

監査委員の審査意見の朗読を求めます。

総務課長。

〔総務課長 高井弘仁君登壇〕

◇総務課長（高井弘仁君） それでは、監査委員さんの意見書のほうを朗読させていただきます。平成25年度玉村町一般会計、特別会計、水道事業会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書を朗読をさせていただきます。

ページをめくっていただきまして、2ページからが意見書のほうになっております。平成25年度玉村町一般会計、特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書。

第1、審査の対象。審査項目、(1)、一般会計、①、平成25年度玉村町一般会計歳入歳出決算、(2)、特別会計、①、平成25年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、②、平成25年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、③、平成25年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算、④、平成25年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算、⑤、平成25年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算、(3)が基金の運用状況等、①、財産に関する調書、公有財産台帳、基金残高表、預貯金残高証明書、出資証券。

2番、審査関係書類でございます。(1)から(7)のとおりでございます。

第2としまして、審査の期間。平成26年7月17日から同年8月7日までの22日間のうち実質10日間、各課等を個別に審査し、同年8月22日に開催した監査委員協議会（合議）において審査結果のまとめを行った。

第3、審査の方法。審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算及び財産の取得、管理、処分、基金運用状況等について、形式審査として決算その他関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行または事業の経営が適正かつ効率的に行われているか、次の項目を主眼に審査を行った。なお、この審査に当たっては、平成25年度に実施した定期監査及び随時監査並びに毎月実施している例月出納検査も参考とし、かつ関係職員から説明を聴取した。

審査事項でございます。(1)、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。(2)、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているか。(3)、決算、その他関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行または事業の経営が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。(4)、基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が適切かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

重要審査事項でございます。(1)、収入確保は適正に行われたか。支出は効果的か。違法、不当な処理はないか。(2)、月次計数は正確か。決算計数は正確か。(3)、事務の合理化、経費の節減に努力しているか。(4)、予算額に対して多額の不用額が生じているものはないか。また、不用

額の生じた理由は何か。支出なしの理由は何か。(5)、契約の原因、事実は正確か。契約方法、業者選定は正しく行われたか。(6)、補助金、交付金等の支出の必要性、有効性、時期及び額は妥当か。(7)、前年実施した審査、監査、検査等における指摘事項について必要な措置がとられたか。(8)、基金は確実かつ効率的に運用されているか。また、その運用について違法、不当な運用はないか。

第4としまして、審査の結果でございます。審査に付された各会計の決算関係書類は、いずれも関係法令等に準拠して作成されており、決算書等の数値は会計管理者及び各課、局、所等が保管する関係帳票と照合し、確認を行った結果、一致し、適正に処理されていることを確認した。また、歳入歳出予算残高についても適正に処理されていることを確認した。なお、決算の概要及び実質審査の内容については以下に記載のとおりである。

決算の概要でございます。各会計の決算概要、平成25年度の一般会計と特別会計を合わせた決算総額は表1のとおり歳入が175億8,516万283円、歳出が170億658万9,718円となり、歳入歳出差引額は5億7,857万565円の歳計剰余金が生じた。これを前年度と比較すると、歳入総額が9億3,039万5,096円減少、5.0%減でしたが、歳出総額も7億6,035万6,780円減少、4.3%減し、歳入歳出差引額は1億7,003万8,316円減少、22.7%減することとなった。

このうち一般会計では、歳入総額が13億153万7,773円減少、11.2%減、歳出総額も12億115万9,199円減少、10.9%減し、歳入歳出差引額は前年度に比べ1億37万8,574円減少、18.9%減となった。

また、国民健康保険特別会計では、歳入総額が8,715万6,949円増加、2.4%増、歳出総額も1億5,624万1,958円増加、4.4%増し、差引額は前年度に比べ6,908万5,009円減少、45.4%減となった。

後期高齢者医療特別会計では、歳入総額が705万9,888円増加、3.3%増、歳出総額も728万9,437円増加、3.5%増し、差引額は前年度に比べ22万9,549円減少、15.9%減となった。

介護保険特別会計では、歳入総額が1億7,633万7,675円増加、10.3%増、歳出総額も1億8,550万7,134円増加、11.1%増し、差引額は前年度に比べ916万9,459円減少、21.8%減となった。

介護予防サービス事業特別会計では、歳入歳出額は同額であり、それぞれ前年度に比べ71万5,794円減少、5.5%減となった。

下水道事業特別会計では、歳入総額が1億130万3,959円増加、7.7%増、歳出総額も9,247万9,684円増加、7.2%増し、差引額は前年度に比べ882万4,275円増加、

42. 1%増となった。

表についてはごらんいただきたいと思います。

2の財政分析でございます。(1)、実質収支比率の推移、財政運営の健全性を示す指標となる実質収支比率の推移は次表のとおりである。実質収支比率の推移。平成23年度6.8%、平成24年度6.5%、平成25年度5.7%。(2)、財政力指数の推移。財政力を判断するため用いられる財政力指数の推移は次の表のとおりである。平成23年度0.78、平成24年度0.75、平成25年度0.75。(3)、経常収支比率の推移。財政構造の弾力性を判断するために用いられる経常収支比率の推移は次表のとおりである。平成23年度87.8%、平成24年度89.2%、平成25年度93.7%。公債費負担比率の推移。公債費の状況から、財政運営の弾力性を測定する指標である公債費負担比率の推移は次表のとおりである。平成23年度11.8%、平成24年度10.2%、平成25年度11.6%となっております。

3の実質審査につきましては、5ページから16ページまで各会計の決算の状況が記載されております。そちらのほうは、皆さんのほうで読んでいただければというふうに考えております。

17ページをごらんいただきたいと思います。審査の意見でございます。1番、総括意見。一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算及び財産の取得、管理、処分並びに基金の運用状況については、決算、その他関係諸表等の計数の正確性を検証した結果、その計数は正確であり、予算の執行または事業の経営はおおむね適正かつ効率的に行われており、妥当であると認められた。

それから、(1)から主要事業と成果等、ずっと21ページまで基金の運用状況等までと、主要成果等前年度の指標の措置状況とか、いろんな状況が載っております。こちらのほうは、見ていただければというふうに考えております。

22ページをごらんいただきたいと思います。平成25年度玉村町水道事業会計の決算審査結果及び意見ということでございます。1の審査対象、平成25年度玉村町水道事業会計決算、(2)、上記事業会計の決算報告書、損益計算書、貸借対照表、剰余金計算書、事業報告書、収益・費用明細書、企業債明細書、固定資産明細書及び決算に関する証書類でございます。

2番の審査期間は、一般会計、特別会計と同じでございます。

3番につきましても、審査手続、一般会計、特別会計とほぼ同じ内容になっておりますので、省略をさせていただきます。

4番の事業概要につきましては、ごらんいただいたとおりで、(1)、(2)のとおりでございます。

23ページのほうをごらんいただきたいと思います。収支状況、3条予算の収益的収支は事業収益5億1,594万1,348円、税込み5億4,096万4,266円、対前年度比8,031万7,673円減、13.5%減に対し、事業費用4億8,619万9,080円、税込みで5億4,527万7,471円、

対前年度比3,111万6,517円減で6.0%減となり、差し引き2,974万2,268円、これは対前年度比4,920万1,156円の減、62.3%減となった。4条予算の資本的収支(金額は税込み)は、資本的収入が1億3,422万8,000円、対前年度比1,613万309円の増、13.7%増に対し、資本的支出は2億6,196万1,918円、対前年度比1,118万9,506円増、4.5%増となり、差し引きでは1億2,773万3,918円の不足を生じ、これを当年度分の消費税資本的収支調整額660万1,836円、当年度分の損益勘定の留保資金で1億1,841万1,146円、建設改良積立金272万936円で補填をいたしました。

経営状況であります。経営成績の推移は、決算書の損益計算書のとおりであり、当年度純利益は2,974万2,268円で、前年度未処分利益剰余金7,894万3,424円は全額前年度利益剰余金処分額としたため、前年度繰り越し利益剰余金はゼロ円となり、当年度未処分利益剰余金は2,974万2,268円となった。

審査結果でございます。審査に付された決算書類は、地方公営企業法及び関係法令の定めにより作成され、会計処理は企業会計原則に準拠して行われていた。計数は、上下水道課の所管する諸帳簿と照合、計数確認を行うとともに、預貯金については平成26年3月31日現在の水道事業会計出納取扱金融期間の残高証明書と照合を行い、確認した結果、適正に処理されていることを確認した。また、平成25年度に実施した定期監査、随時監査、決算審査及び毎月実施している例月出納検査の報告や意見に対する措置状況、契約金額が50万円以上の委託業務や契約金額が130万円以上の工事施行状況、負担金や補助金の支出、財産の取得、処分の状況、貸付または借り入れ財産の状況等についても、提出された調書をもとに確認を行った結果、おおむね適正に処理されていることを確認した。

審査意見でございます。有収率については91.5%で、前年度に比べ1.4ポイント低下した。要因としては、今まで上陽地区の一部の給水が計上されておらず、監視システムの入れかえにより今年度から計上されるようになった可能性があるとのことであって、今後も収益の向上と水の安定供給のためにも、引き続きさらなる有収率の向上に努められたい。また、水道料金の収入率については、平成25年度の収入率が前年度の93.7%に比べ、0.6ポイント向上し、94.3%に改善されており、評価できる。

なお、近年は限りある水資源を節約していく節水型社会を迎えており、節水意識の啓発、節水型家庭用品の普及等により今後も配水量は減少し、それに伴い、営業収益も減少することが予想される。今後も安全で安定的な水道供給と健全財政を維持するために、節水型社会に対応した事業モデルを構築し、計画的な事業実施が図られるよう努められたい。

24ページから55ページまでが付表となっております。各状況のグラフ比較等になっておりますので、こちらのほうはごらんいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

◇議長（柳沢浩一君） 以上で監査委員の審査意見の朗読を終了いたします。

◇議長（柳沢浩一君） ここで休憩いたします。10時45分まで15分間の休憩をとりたいと思います。

午前10時30分休憩

午前10時45分再開

◇議長（柳沢浩一君） 再開いたします。

◇議長（柳沢浩一君） 議員各位に申し上げます。

決算審査に先立っての総括質疑でありますけれども、議会運営に関する基準附則1の規定により、予算・決算特別委員会に付託される議案の総括質疑は、款・項の範囲で行うと決められております。したがって、款項の範囲での総括質疑を求めます。

それでは、これより平成25年度の各会計ごとの歳入歳出決算認定に係る総括質疑を議案ごとに行います。

初めに、日程第10、認定第1号 平成25年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

以上で平成25年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

次に、日程第11、認定第2号 平成25年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

以上で平成25年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

次に、日程第12、認定第3号 平成25年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

以上で平成25年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

次に、日程第13、認定第4号 平成25年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

以上で平成25年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

次に、日程第14、認定第5号 平成25年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

以上で平成25年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

次に、日程第15、認定第6号 平成25年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

以上で平成25年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

次に、日程第16、認定第7号 平成25年度玉村町水道事業会計決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

以上で平成25年度玉村町水道事業会計決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

これをもって、7会計に係る総括質疑を終了いたします。



○決算特別委員会の設置・選任の件

◇議長（柳沢浩一君） お諮りいたします。

認定第1号 平成25年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第7号 平成25年度玉村町水道事業会計決算認定についてまでの7議案につきましては、議会運営に関する基準第45の2に基づき、議会選出の監査委員となっている議員を除く全議員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をすることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第7号までの7議案については、議会選出の監査委員となっている議員を除く全議員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、玉村町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議会選出の監査委員となっている議員を除く全議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、議会選出の監査委員となっている議員を除く全議員を決算特別委員会委員に選任することに決しました。



○日程第17 報告第7号 平成25年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

○日程第18 報告第8号 平成25年度決算に基づく資金不足比率の報告について

◇議長（柳沢浩一君） 日程第17、報告第7号 平成25年度決算に基づく健全化判断比率の報告について及び日程第18、報告第8号 平成25年度決算に基づく資金不足比率の報告についてが提出されました。

これより2件の報告を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 報告第7号 平成25年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてご説明申し上げます。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標を報告するものでございます。

まず、実質赤字比率については、一般会計において赤字が生じておりませんので、数値は算定されませんでした。

また、連結実質赤字比率についても、各特別会計いずれにも赤字が生じておりませんので、数値は算定されませんでした。

次に、実質公債費比率についてですが、過去3年間の平均値で算出しておりました、平成23年度から平成25年度までの平均値は、前回は0.7ポイント下回る4.2%となりました。国で定めた早期健全化基準は25.0%となっておりますので、この数値もクリアしております。

次に、将来負担比率ですが、平成26年3月末日における基金残高、一般会計の地方債残高や下水道事業特別会計の地方債残高のうち一般会計で負担する残高、全職員が退職することを想定した退職手当などを見込んだ結果、数値は算定されませんでした。

今回報告いたします健全化判断比率については、監査委員さんに審査をいただいておりますので、その審査意見書を付して報告をさせていただきます。

報告第8号 平成25年度決算に基づく資金不足比率の報告について説明申し上げます。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告するものでございます。資金不足比率については、水道事業会計、下水道事業特別会計とともに黒字決算であり、資金不足が生じていないため、数値は算定されませんでした。この資金不足比率についても、監査委員さんに審査をいただいておりますので、その意見書を付して報告をさせていただきます。

以上です。

◇議長（柳沢浩一君） 以上で報告を終了いたします。

次に、日程第17、報告第7号 平成25年度決算に基づく健全化判断比率の報告について及び日程第18、報告第8号 平成25年度決算に基づく資金不足比率の報告については監査委員の審査意見が付されております。

審査意見の朗読を求めます。

総務課長。

[総務課長 高井弘仁君登壇]

◇総務課長(高井弘仁君) それでは、朗読させていただきます。

平成25年度財政健全化審査意見書。1、審査の概要。この財政健全化審査は、玉村町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2、審査期間。平成26年7月17日から8月7日まで。

3、審査の結果。(1)、総合意見。審査に付された下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

健全化判断比率、まず平成23年度実質赤字比率、なし、平成24年度、なし、平成25年度、なし。早期健全化基準としましては14.07%でございます。

②、連結実質赤字比率、平成23年度、平成24年度、平成25年度、なしでございます。早期健全化基準につきましては19.07%。

③の実質公債費比率、平成23年度5.9%、平成24年度4.9%、平成25年度4.2%、早期健全化基準は25.0%でございます。

④、将来負担比率、23年度、24年度、25年度ともなしでございます。早期健全化基準につきましては350.0%でございます。

(2)、個別意見。実質赤字比率について、平成25年度は実質赤字額がなく、実質赤字比率はなしとなり、早期健全化基準の14.07%と比較するとこれを下回っており、良好と言える。

②、連結実質赤字比率について、平成25年度は全ての会計が黒字で連結実質赤字額がなく、連結実質赤字比率はなしとなり、早期健全化基準の19.07%と比較するとこれを下回っており、良好と言える。

③、実質公債費比率について、平成25年度の実質公債費比率は4.2%、平成23年度5.06617、平成24年度3.66257、平成25年度3.99734の3カ年平均となり、早期健全化基準の25.0%と比較するとこれを下回っており、良好と言える。

④、将来負担比率について、これもなしでございます。350.0%と比較すると下回っており、良好と言える。

(3)、是正改善を要すべき事項。これは、特に指摘すべき事項はなしでございます。

1枚めくっていただきまして、報告第8号の裏になります。平成25年度水道事業会計経営健全化審査意見書。審査の概要。この経営健全化審査は、玉村町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

審査期間は、一般会計、特別会計と同じでございます。

審査の意見につきまして。(1)、総合意見。審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

資金不足比率、23、24、25年度ともなしでございます。経営の健全化基準につきましては20.00%でございます。

(2)、個別意見。水道事業は、事業の規模5億116万6,000円、前年度5億1,217万円、流動負債5,646万円、前年度9,356万3,000円、流動資産4億5,160万6,000円、前年度4億6,168万8,000円、剰余金3億9,514万6,000円、前年度3億6,812万5,000円、標準財政規模比は5.7%、前年度5.4%である。したがって、資金不足比率はなしとなり、経営健全化基準の20.00%と比較すると、なお良好な状態にあると認められる。

(3)、是正改善を要すべき事項は、特に指摘すべき事項はなしでございます。

裏面を見ていただきたいと思っております。平成25年度下水道事業特別会計経営健全化審査意見書。審査の概要、この経営健全化審査は、玉村町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

審査期間は同日でございます。

審査の結果。(1)、総合意見。審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。比率名、資金不足比率、23、24、25年度と、なしでございます。経営健全化基準につきましては20.00%です。

(2)、個別意見。下水道事業は、事業の規模2億6,964万5,000円、前年度2億6,598万円、歳出額13億8,132万4,000円、前年度12億8,884万4,000円、歳入額14億1,075万9,000円、前年度13億718万9,000円、剰余額2,943万5,000円、前年度1,834万5,000円、標準財政規模比0.4%、前年度0.3%である。したがって、資金不足比率はなしとなり、経営健全化基準の20.00%と比較すると、なお良好な状況にあると認められる。

(3)、是正改善を要すべき事項。特に指摘すべき事項はない。

以上でございます。

◇議長(柳沢浩一君) 以上で監査委員の審査意見の朗読を終了いたします。



○日程第19 議案第39号 玉村町保育認定基準を定める条例の制定について

○日程第20 議案第40号 玉村町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

○日程第21 議案第41号 玉村町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○日程第22 議案第42号 玉村町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

◇議長（柳沢浩一君） 次に、日程第19、議案第39号 玉村町保育認定基準を定める条例の制定についてから日程第22、議案第42号 玉村町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてまでの4議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第19、議案第39号から日程第22、議案第42号までの4議案を一括議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 議案第39号から議案第42号までの条例の制定につきましては、関連がございますので、一括にてご説明申し上げます。

平成24年8月、子供、子育てをめぐるさまざまな課題を解決するために、子ども・子育て支援法が制定されました。この法律と関連する法律に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子供、子育て支援を総合的に推進し、量の拡大や質の向上を進めていく子ども・子育て支援新制度が平成27年4月から本格的にスタートする予定でございます。これに伴いまして、新制度を実施する上で、施設や事業の設備及び運営に関する基準について、国が定める基準をもとに、市町村ごとに条例で定める必要が生じたため、条例の整備を行うものでございます。

議案第39号 玉村町保育認定基準を定める条例につきましては、保育所等の利用に必要な保育認定を行う基準を定めるものでございます。新制度では保護者からの申請を町が受け付け、条例の基準に基づき、保育の必要性の認定を行うこととなります。

次に、議案第40号 玉村町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、幼稚園、保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等の運営について確認の基準を定めるものでございます。子ども・子育て新制度では、施設や事業者からの申請を受けて、その施設が新制度における給付の対象となることの確認を町が行います。この確認を受ける設

置者や事業者が遵守しなければならない利用定員などの基準を定めます。

続いて、議案第41号 玉村町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例でございますが、家庭的保育事業等の設備及び運営について基準を定めるものでございます。家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業は、新たに市町村による認可事業として児童福祉法に位置づけられることとなりました。これに伴いまして、事業所の設備及び運営に関する基準を町が定めることとなります。

最後に、議案第42号 玉村町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例は、放課後児童クラブ事業等の設備及び運営について、認可の基準を定めるものでございます。放課後児童健全育成事業は、保護者が就労等により昼間家庭にいない場合、事業終了後の放課後に適切な遊びや生活の場を与え、健やかな育成を図る事業でございます。なお、現在は3年生までが利用対象ですが、来年4月からは6年生まで全ての小学生が対象となります。新制度では、放課後児童健全育成事業を行う事業者は、市町村に届け出を行ってから事業を実施することとなるため、従事する職員の資格やその人数、設備、開設日数、時間などの基準を町が定めることとなります。また、当町の放課後児童クラブは、5つの児童館で行っておりますが、4月から受け入れ児童の増加が見込まれることから、まちなか交流館内での開設などで利用定員をふやす準備を進めております。以上、子ども・子育て支援新制度の実施に向けた4つの条例の制定でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

◇議長（柳沢浩一君） 以上で4議案に係る提案説明を終了いたします。

日程第19、議案第39号 玉村町保育認定基準を定める条例の制定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

これをもって本案に対する総括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第39号 玉村町保育認定基準を定める条例の制定については、文教福祉常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は文教福祉常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

次に、日程第20、議案第40号 玉村町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

これをもって本案に対する総括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第40号 玉村町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、文教福祉常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いをます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は文教福祉常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

次に、日程第21、議案第41号 玉村町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

これをもって本案に対する総括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第21、議案第41号 玉村町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、文教福祉常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いをます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は文教福祉常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

次に、日程第22、議案第42号 玉村町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を

定める条例の制定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

これをもって本案に対する総括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第22、議案第42号 玉村町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、文教福祉常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は文教福祉常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。



○日程第23 議案第43号 玉村都市計画事業玉村町文化センター周辺土地区画整理事業施行に関する条例の制定について

◇議長（柳沢浩一君） 次に、日程第23、議案第43号 玉村都市計画事業玉村町文化センター周辺土地区画整理事業施行に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 議案第43号 玉村都市計画事業玉村町文化センター周辺土地区画整理事業施行に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

文化センター周辺地区の土地区画整理事業の進捗状況でございますが、今現在12月の事業計画の認可に向けて準備を進めているところでございます。土地区画整合法では、事業を進めるに当たり、施行規定を条例で定めて事業を施行しなければならないと規定しております。この条例で制定する内容を申し上げますと、区画整理事業の範囲、費用の分担に関する事項、保留地の処分方法等でございます。この内容からして、施行者と権利者との間における運営に関する約束事を条例として整備するものであります。そのため、地区の実情に合わせて施行規定を設ける必要があるため、施行地区ごとに定めるものでございます。文化センター周辺地区として土地区画整理事業を施行するため、本条例を新たに制定するものであります。よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

す。

以上です。

◇議長（柳沢浩一君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

これをもって本案に対する総括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第23、議案第43号 玉村都市計画事業玉村町文化センター周辺土地区画整理事業施行に関する条例の制定については、経済建設常任委員会に付託の上、審査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は経済建設常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。



○日程第24 議案第44号 玉村町宅地造成事業特別会計条例の制定について

◇議長（柳沢浩一君） 日程第24、議案第44号 玉村町宅地造成事業特別会計条例の制定についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 議案第44号 玉村町宅地造成事業特別会計条例の制定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、現在文化センター周辺地区を、環境がよく安心して住めるまちづくりを目指して、町が事業主体となり、土地区画整理事業の準備を進めております。その土地区画整理事業を施行するのに当たり、先行して用地を取得し、土地区画整理事業で造成した宅地の販売を行います。そのため、用地取得、販売の事業実施に当たり、玉村町宅地造成事業特別会計を設置する必要があるため、本条例を制定するものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

◇議長（柳沢浩一君） 提案説明を終了いたします。

次に、本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第25 議案第45号 玉村町税条例等の一部改正について

◇議長（柳沢浩一君） 日程第25、議案第45号 玉村町税条例等の一部改正についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 議案第45号 玉村町税条例等の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成26年3月31日付法律第4号で公布されたことに伴い、玉村町税条例等の一部改正を行うものでございます。

初めに、玉村町税条例の一部を改正する条例の説明をいたします。まず、住民税に関する改正の概要ですが、法人住民税の法人税割の税率引き下げを行います。内容については、現行の制限税率14.7%を平成26年10月1日から12.1%に改めるものでございます。なお、法人税割引き下げ相当分については、交付税措置を講ずることになります。

次に、固定資産税に関する改正の概要ですが、償却資産の課税標準の特例措置の一部について、わがまち特例が導入されたことによる規定の整備を行います。対象となる資産は、公害防止に係るものでは、汚水または廃液処理施設、大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設及び土壤汚染対策法の特定

有害物質排出抑制施設になり、それぞれの施設の特例割合を国で示す割合を参酌した結果、汚水または廃液処理施設については3分の1、大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設については2分の1、土壌汚染対策法の特定有害物質排出抑制施設については2分の1に定めるものでございます。また、ノンフロン製品に係る特例割合については、国で示す割合を参酌した結果、4分の3に定めるものでございます。

次に、軽自動車税に関する改正の概要ですが、車体課税の総合的な見直しにより、標準税率が原則1.5倍に引き上げられ、2,000円に満たないものは2,000円に、4輪の貨物や営業用については約1.25倍に引き上げられることに伴う規定の整備を行います。なお、新税率の適用は、原動機付自転車、2輪のオートバイ及び小型特殊自動車については平成27年度からになりますが、3輪以上の軽自動車については、平成27年4月1日以降に初めて道路運送車両法の規定による車両番号の指定を受けるものが対象となります。また、3輪以上の軽自動車については、グリーン化を進める観点から、平成28年度から重課税率が適用され、初めて道路運送車両法の規定による車両番号の指定を受けてから14年を経過した車両については、標準税率のおおむね1.2倍の税率となります。

以上が主な条例改正の内容でございます。そのほかにつきましては、法改正に伴う規定の整備でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

◇議長（柳沢浩一君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第26 議案第46号 平成26年度玉村町一般会計補正予算（第5号）

◇議長（柳沢浩一君） 次に、日程第26、議案第46号 平成26年度玉村町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 議案第46号 平成26年度玉村町一般会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に9億669万円を追加し、歳入歳出予算の総額を125億5,311万5,000円とさせていただくものでございます。

主な補正内容ですが、まず総務費では役場周辺地区公共施設等高度利用計画に基づくコミュニティ活動拠点整備事業や社会保障・税番号制度に伴うシステム改修費のほか、商店街防犯灯撤去に伴う防犯灯設置補助金、修正申告等に伴う町税還付金等の追加でございます。

民生費では、児童福祉法の改正に伴い、来年度から放課後児童クラブの対象児童がこれまでの小学校3年生までから小学校6年生までに引き上げられることにより、新たな放課後児童クラブで必要となる備品購入費や第5保育所建物の耐震診断の実施に伴う経費の追加等でございます。

衛生費では、高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種が来月から法改正により定期接種化されることに伴う予診票作成経費の追加でございます。

農林水産業費では、農地中間管理事業の推進に伴う農地の経営転換協力金や集積協力金等の追加でございます。

商工費では、小口資金代位弁済金や商店街防犯灯撤去に伴う補助金の追加でございます。

土木費では、町内各所の道路改良補修や排水路改修のほか、文化センター周辺地区の区画整理事業の進捗を図るための業務委託料の追加でございます。また、この文化センター周辺地区の宅地造成事業を円滑に行うため、宅地造成事業特別会計への繰出金を追加するものでございます。

消防費では、去る2月の大雪により被災した住宅の修繕に関する補助金申請が現在も増加していることから、今後の増加見込み額を追加するものでございます。

教育費では、小中学校や幼稚園、給食センターなどの修繕費等や第4保育所跡地を駐車場として整備するための測量設計費の追加でございます。

なお、これらの財源としては、地方交付税増収見込みとして6,739万5,000円、農地中間管理事業機構集積協力交付金など国、県支出金合わせて1億980万1,000円、財政調整基金から6億1,243万5,000円、前年度繰越金から1億998万4,000円をそれぞれ追加する

ものでございます。

以上が一般会計補正予算の主な内容でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

◇議長（柳沢浩一君） 提案説明を終了いたします。

なお、本案に対する質疑、討論、表決は、9月12日に議案第43号 玉村都市計画事業玉村町文化センター周辺土地区画整理事業施行に関する条例の制定についての審議を行った後に行います。



○日程第27 議案第47号 平成26年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○日程第28 議案第48号 平成26年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○日程第29 議案第49号 平成26年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○日程第30 議案第50号 平成26年度玉村町水道事業会計補正予算（第1号）

◇議長（柳沢浩一君） 次に、日程第27、議案第47号 平成26年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から日程第30、議案第50号 平成26年度玉村町水道事業会計補正予算（第1号）までの4議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第27、議案第47号から日程第30、議案第50号までの4議案を一括議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 議案第47号 平成26年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ988万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億9,391万1,000円とさせていただくものでございます。

補正の内容といたしましては、歳入の主なものとして、平成25年度分の療養給付費等交付金繰越金を734万7,000円、事務費繰入金を230万6,000円増額するものでございます。

歳出の主なものは、平成25年度退職者医療療養給付費等交付金の実績により、支払基金へ734万9,020円を返還するものと、出産育児一時金等繰入金の一部、一般会計返還金197万9,000円と制度改正に伴うシステム改修費用54万円を増額するものでございます。

議案第48号 平成26年度玉村町介護保険特別会計補正予算(第1号)について提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、介護保険特別会計の予算を歳入歳出それぞれ2,364万9,000円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億5,164万8,000円と定めるものでございます。

内容といたしましては、平成25年度の介護サービス等諸費、地域支援事業費の国庫負担金、支払基金交付金の超過交付分、また過年度申告により介護保険料の段階変更があったものに対しまして、返還金を計上するものでございます。

議案第49号 平成26年度玉村町下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

本案については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億880万円を追加し、その総額を14億5,280万円とさせていただくものでございます。

補正の主な理由ですが、歳入においては国庫補助金が増額見込みとなったこと、建設費の増加に伴い、起債予定額を増額する必要が生じたことなどでございます。

また、歳出においては、国の補助事業を積極的に活用するための事業費の確保や道の駅完成前に公共下水道を整備するための予算措置などでございます。

次に、金額についてですが、歳入では国庫補助金を4,900万円増額し、一般会計繰入金を500万円減額し、下水道事業債を6,480万円増額するものでございます。

歳出では、公共下水道建設費については、設計委託料を758万3,000円減額し、工事請負費を560万円増額し、特定環境保全公共下水道建設費について報償費を36万6,000円増額し、設計委託料を958万3,000円減額し、工事請負費を1億2,000万円増額するものでございます。

議案第50号 平成26年度玉村町水道事業会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

まず、収益的収支についてですが、収益的収入の予定額を503万7,000円増額し、総額を5億9,608万3,000円と定めるとともに、収益的支出の予定額を503万7,000円増額し、総額を5億7,851万円と定めるものでございます。内容は、漏水事故による損害賠償金の支払いとして、配水及び給水費の補償金を503万7,000円増額し、それに伴う保険金の収入として営業外収益の雑収入を503万7,000円増額するものでございます。

次に、債務負担行為についてですが、今年度から来年度にかけて予定している工事の予算措置を行い、今年度から工事を実施するものでございます。内容については、配水管布設がえ工事、これは下新田地区でございます。布設がえ工事が1,750万円でございます。

以上でございます。

◇議長(柳沢浩一君) 提案説明を終了いたします。

日程第27、議案第47号 平成26年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第28、議案第48号 平成26年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第29、議案第49号 平成26年度玉村町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、これより本案に対する質疑を求めます。

14番宇津木治宣議員。

[14番 宇津木治宣君発言]

◇14番(宇津木治宣君) 9ページの新田地区(道の駅)整備事業、工事請負費が1,000万円計上されていますが、工事の内容についてお示しをいただきたい。

◇議長(柳沢浩一君) 上下水道課長。

[上下水道課長 木暮秀博君発言]

◇上下水道課長(木暮秀博君) この新田地区、道の駅の整備事業ですが、道の駅にできるトイレの汚水を下水道工事として、整備事業として整備したいと思います。管径が200ミリで、200ミリの塩ビ管を220メートル施工するものでございます。

以上です。

◇議長(柳沢浩一君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

◇議長(柳沢浩一君) 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(柳沢浩一君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(柳沢浩一君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(柳沢浩一君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(柳沢浩一君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第30、議案第50号 平成26年度玉村町水道事業会計補正予算(第1号)について、これより本案に対する質疑を求めます。

14番宇津木治宣議員。

[14番 宇津木治宣君発言]

◇14番(宇津木治宣君) 1点お尋ねをいたします。

2ページに損害賠償金を計上されております。保険料がおりて、それで代金を支払うと。ツープイの感じになるわけですけれども、これにかかわって、この保険の、要するに損害賠償保険の掛金というのは幾らなのでしょうか、大もとの。

◇議長（柳沢浩一君） 総務課長。

〔総務課長 高井弘仁君発言〕

◇総務課長（高井弘仁君） 一般会計のほうで、町の各施設事業の総合的な損害賠償保険というものがございまして。それを毎年一般会計のほうでかけております。その中で上水道も対象になるということがわかりましたので、そちらのほうから保険のほうで対象になって支払うということになりました。

◇議長（柳沢浩一君） 14番宇津木治宣議員。

〔14番 宇津木治宣君発言〕

◇14番（宇津木治宣君） 免責とか、それは何もなくて、一般的な、包括的な損害賠償保険ということになるわけでしょうか。念のため金額というのですか、およその全体金額、それとこういった補償が出ると何かペナルティーというのですか、後の算定基準に影響するとか、そういうことは全く考えられないのか、お尋ねします。

◇議長（柳沢浩一君） 総務課長。

〔総務課長 高井弘仁君発言〕

◇総務課長（高井弘仁君） 免責とか、こういう事故があったから、支払いを行ったから今後保険金が変わるということはありません。当然過失割合によりまして保険金のほうは支払われるということがございます。

次にご質問の全体の保険料につきましては、申しわけありません。ちょっと手元にないものですから、後日お答えしたいというふうに思います。

◇議長（柳沢浩一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第31 議案第51号 平成26年度玉村町宅地造成事業特別会計予算

◇議長（柳沢浩一君） 次に、日程第31、議案第51号 平成26年度玉村町宅地造成事業特別会計予算を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 議案第51号 平成26年度玉村町宅地造成事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,343万5,000円とさせていただきますのでございます。

現在文化センター周辺地区を町が事業主体となり、土地区画整理事業の準備を進めております。事業を進めるに当たり、町が用地を取得するための財政措置として、新規に予算化するものであります。

本会計の主な事業として、用地の取得を行います。その後平成28年、29年で造成した土地を売却する予定でございます。

歳入としては、町債として地域開発事業債を4億7,100万円、他会計繰入金として一般会計より5億8,243万5,000円の繰入金を計上しております。なお、繰入金につきましては、用地売却後、一般会計へ戻し入れを行います。

歳出では、7ヘクタールの用地を買収費用として、10億2,798万4,000円、移転補償として2,500万7,000円を計上いたしております。ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

◇議長（柳沢浩一君） 提案説明を終了いたします。

なお、本案に対する質疑、討論、表決は、9月12日に議案第46号 平成26年度玉村町一般会計補正予算（第5号）の審議を行った後に行います。



○日程第32 議案第52号 工事請負変更契約の締結について（たまむら道の駅（仮称）トイレ棟建設工事）

◇議長（柳沢浩一君） 次に、日程第32、議案第52号 工事請負変更契約の締結について（たまむら道の駅（仮称）トイレ棟建設工事）を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 議案第52号 工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

たまむら道の駅（仮称）トイレ棟建設工事につきましては、玉村町大字福島45番地の2、田中建設株式会社玉村支店、取締役玉村支店長、小林多恵夫と消費税込み8,370万円で8月11日に契約しております。

入札時の条件として、たまむら道の駅（仮称）建設工事の受注者が本工事を落札した場合は近接工事として取り扱い、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等についての調整を行うこととしております。

今回の入札において同一業者が落札したため、経費の調整を行い、514万800円の減額となり、変更仮契約金額は消費税込み7,855万9,200円となりました。

つきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

◇議長（柳沢浩一君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

総務課長より先ほどの宇津木議員の質疑に対する答弁を認めますので、お願いします。

総務課長。

〔総務課長 高井弘仁君発言〕

◇総務課長（高井弘仁君） 先ほどは大変失礼しました。

平成25年度で損害賠償の保険金が346万5,000円の支払いでございます。これにつきましては、町の人口によりまして金額が変わってきます。ちなみに、26年度につきましては1人当たりの単価が92.4円で、3万7,101人ということで、342万8,132円、26年度については支払う予定になっております。よろしくお願いいたします。

◇議長（柳沢浩一君） 以上であります。



○日程第33 議案第53号 損害賠償額を定めることについて

◇議長（柳沢浩一君） 次に、日程第33、議案第53号 損害賠償額を定めることについてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 議案第53号 損害賠償額を定めることについてご説明申し上げます。

本案につきましては、水道事業の設置等に関する条例第7条の規定により損害賠償額を定めるものでございます。

内容につきましては、平成25年9月10日午後2時20分ごろ、町道109号線上の漏水修理後の排泥作業時に、玉村町大字藤川128番地、大黒食品工業株式会社へ誤って濁り水を送水し、会社に損害を与えてしまったため、その損害費用を503万6,767円と定め、賠償するものでございます。ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

◇議長（柳沢浩一君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） この大黒食品の件なのですけれども、この金額が先ほど宇津木議員のほうで保険料のことを言ったのですが、これは109号線の工事ということで、水道業者がやったわけなの

ですか、それとも建設業者、どちらでしょうか。

◇議長（柳沢浩一君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 木暮秀博君発言〕

◇上下水道課長（木暮秀博君） これは、最初が漏水修理の工事ですので、水道業者でございます。

◇議長（柳沢浩一君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） これは漏水でもって発生してしまったと。その工事をしていて本管を切ってしまったということではなく、漏水を直しに行なってしまったということですか。そうすると、どうしても正直な話、今後起きることもあり得るので、この対策というのは、これはできるものなのですか。それとも、これは予知できなかつたものなのですか。ましてこういう金額が大きいから、一般的な家庭でどうのこうののではなくて、その点はいかがなものでしょうか。例えば業者に対して今後の指導方法というのがあったら。

◇議長（柳沢浩一君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 木暮秀博君発言〕

◇上下水道課長（木暮秀博君） 業者につきましては、慎重に修理するようにと。ただ、濁り水が出た場合は早急に広報するなり、食品関係の会社があれば、そういうところになるべく早く周知すると、そういうことに努めたいと考えております。

以上です。

◇議長（柳沢浩一君） ほかに質疑ありませんか。

9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） これは、議会の手続上の問題ではないかと思うのですが、先ほどの第50号のところでは損害賠償金503万7,000円ですか、のっていますね。これは宇津木議員が先ほど質問した項目ですけれども。その補正予算を組む前に、この第53号を先に審議したほうが適切であったのではないかと。私議会運営委員でもありますので反省しているのですが、これはいかがなものでしょうか。

◇議長（柳沢浩一君） 総務課長。

〔総務課長 高井弘仁君発言〕

◇総務課長（高井弘仁君） まず、損害賠償額を支払うためには、予算がない場合は支払えませんので、まずは予算のほうを可決をいただきまして、その後損害賠償のほうを皆さんのほうに議決していただくという順序で、こういうふうになっております。

◇議長（柳沢浩一君） 9番町田宗宏議員。

[9番 町田宗宏君発言]

◇9番(町田宗宏君) そうしますと、その503万7,000円の金額は、どこから割り出したのですか。

◇議長(柳沢浩一君) 総務課長。

[総務課長 高井弘仁君発言]

◇総務課長(高井弘仁君) 計算方法につきましては、損害賠償の請け負っている会社がありますので、そちらのほうと、それからこの食品会社のほうから請求と両方を、それを照らし合わせまして、基本的には損害保険会社のほうで額のほうを確定していただきまして、それを保険会社のほうから町のほうに入れてもらって、その額をトンネルといいますか、その額で食品会社のほうに支払うという形になっております。

◇議長(柳沢浩一君) 9番町田宗宏議員。

[9番 町田宗宏君発言]

◇9番(町田宗宏君) 鶏と卵の関係のようなものなのですけれども、そうしますとこの第53号の金額が例えば400万円だったというと、また補正予算のほうを変えなければなりませんね。そういうふうにするということになるのでしょうか。

◇議長(柳沢浩一君) 総務課長。

[総務課長 高井弘仁君発言]

◇総務課長(高井弘仁君) この損害賠償額につきましては、補正予算を策定する段階で判明しておりますので、そちらのほうで積算をして、その額で損害賠償額のほうの確定も行ったということでありまして、なお、予算で額が策定されておきまして、損害賠償額が変わって、大幅に変わるということは、基本的には変わったり下がったりするということはありませんので、これは同額になるということでございます。

◇議長(柳沢浩一君) ほかに質疑ありませんか。

14番宇津木治宣議員。

[14番 宇津木治宣君発言]

◇14番(宇津木治宣君) この件、起こったことですから、仕方がないということですが、これと同様な濁り水事件が大黒食品工業で、その1年、2年ぐらい前がやっぱり同じことで起こって、粉を全部捨てたと。聞きますと、建設業者が保険で処理をしたということで、同じようなケースが初めてではないのです。それで、事件発生が午後2時20分ということなのですけれども、あそこの仕事の具体的なことはわかりませんが、いずれにしても朝粉を練り始めて、夕方にかけて。結局濁り水を一番嫌う時間帯というのはわかるのだと思うのです。これは、今後のことですが、周辺の事業者の中で、もし濁り水が、可能性というのはあるわけですから、こう見渡して、もしこれ

がなったらこうだというようなことの事前の準備、対応は今後ぜひ考えていただきたいと。何も午後2時ではなくても漏水ですから、500万円も払うようなことにならないような時間帯というのもあるのではないかと思いますので、その辺いかがでしょうか。

◇議長（柳沢浩一君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 木暮秀博君発言〕

◇上下水道課長（木暮秀博君） こういった事故が今後起きないように、また起きてもすぐに周知できて水をとめられるように、今後は気をつけていきたいと考えております。また、その漏水修理の時間等も検討できるようであれば、また検討したいと考えております。

以上です。

◇議長（柳沢浩一君） 14番宇津木治宣議員。

〔14番 宇津木治宣君発言〕

◇14番（宇津木治宣君） 工事に当たって、そういう微妙な職業というか、会社があると思うのです。今回はこういうことですが、もっと微妙なものではないかと思うのです。そういうこともやっぱりある程度見渡して、こういうことをやるのだけれどもどうだんべとかという事前調整というのですか、そういうのにもやっぱり配慮する。今後していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

◇議長（柳沢浩一君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 木暮秀博君発言〕。

◇上下水道課長（木暮秀博君） 今後は、なるべく周知できるところは周知したいと考えております。

以上です。

◇議長（柳沢浩一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

_____ ◇ _____

◇議長（柳沢浩一君） 休憩いたします。13時30分まで休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後1時30分再開

◇議長（柳沢浩一君） 再開いたします。

_____ ◇ _____

○日程第34 一般質問

◇議長（柳沢浩一君） 日程第34、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

一 般 質 問 表

平成26年玉村町議会第3回定例会

順序	質 問 事 項	質 問 者
1	1. 国民健康保険の収支の状況及び今後の保険税の値上げについて問う 2. 東毛広域幹線道路（国道354号バイパス）のアクセス道の整備計画について問う 3. 農業用水路の管理、見回りについて問う	笠 原 則 孝
2	1. 超高齢化社会への対応について 2. JAしばね支店の跡地利用はどのように考えるか 3. たまむら道の駅の進捗状況を伺う	島 田 榮 一
3	1. たまむら道の駅（仮称）周辺の交通安全対策について、町の考え方を伺います 2. たまむら道の駅（仮称）の利用者の利便性向上のための対策や地域整備について、町の考えを伺います 3. 今年の大雪時の教訓を踏まえ、災害発生時の町の備えと対応について伺います。	渡 邊 俊 彦

順序	質 問 事 項	質 問 者
4	1. 介護保険料の改定と介護保険制度の見直しについて 2. たまむら道の駅（仮称）の進捗状況について	齊 藤 嘉 和
5	1. 平成26年度施政方針における施策の進捗状況について	三 友 美 恵 子
6	1. 定住促進まちづくり事業について 2. 産業振興を促進する土地利用事業について 3. 利根川新橋建設について	筑 井 あ け み
7	1. 地域包括ケアシステムの構築を問う 2. 南北幹線（藤岡大胡線）の整備計画を問う	石 内 國 雄
8	1. 東毛広域幹線道路開通に伴う当町の諸課題について 2. 介護保険の制度改正に伴う施策について	宇津木 治 宣
9	第5次玉村町総合計画から 1. 「防犯体制の充実」について 2. 「住民自治のまちづくり」について	原 秀 夫
10	1. 中央小学校通学路の変更・新設について、再度問う 2. 災害時における人命救助を強化するため、町と町内の医療機関との間に協力協定を締結せよ 3. 先の広島市の土砂災害に対する広島市の対処の教訓を町の災害対処に生かせ	町 田 宗 宏

◇議長（柳沢浩一君） 初めに、4番笠原則孝議員の発言を許します。

〔4番 笠原則孝君登壇〕

◇4番（笠原則孝君） 皆さんこんにちは。ようこそ玉村町町議会の傍聴にお越しいただき、まことにありがとうございます。きょうは裏の東毛広幹道、国道354号バイパスが開通しまして、きょうでちょうど3日目ぐらいです。一応高崎市から板倉町までの群馬県側の部分が、これが58.6キロで、暫定ですが全面開通になりました。この国道354号バイパスは、高崎市より茨城県の霞ヶ浦の行方市までの172キロの道路です。玉村部分は5.6キロ部分です。また、下之宮にかかっている伊勢玉大橋は全長322メートルで、県で管理している橋としてはちょうど24番目となるそうです。玉村町としても大変重要な横軸の道路となりました。それで、将来発展することを願ひまして、議席

番号4番笠原則孝が1番に質問を行いたいと思っています。

まず最初に、国民健康保険の収支状況及び今後の保険税の値上げについてです。玉村町の国民健康保険特別会計は、平成20年には約28億円の歳出でしたが、現状を考えると今年度は約38億円の歳出になると思われます。わずか6年で相当な額に上がるわけです。また、この先団塊の世代が高齢化していく平成30年ごろには、さらに多額の歳出が見込まれます。基金も底をついた状況の中、町当局として国民健康保険特別会計をどのように賄っていくか、また保険税はどの程度値上げを予定しているのか伺います。

次に、2番目としまして、町内の道路の状況について伺います。先月広幹道・東毛広域幹線道路が暫定的に全面開通しまして、大変便利になりましたが、南北の線、要するに縦軸を今後はどのように考えているのか伺います。また、斉田上之手線、町道102号線ですか、またいつごろ全面開通になるのか、そして町道220号線のアクセス道路、これは下之宮のところですね。旧354から今度のバイパスまでつなぐ南北の道路が、バイパスが開通して今度交通のほうが大分変わってきて、その村の中に恐らく車が入ってくるということで、その中の安全対策は例えば道路にペイント等で表示されているのかということ伺いたいということです。

次に、これは最近あったのですが、3番目としまして農業用水路の管理についてですが、元来農業用水路は稲作のためのものでしたが、玉村町も人口が急激に増加したために住宅用排水路と共用している部分があります。生活用品等の投棄が多く、下流では大変迷惑をこうむっております。そこで、使用者等にはどのような指導、啓発等を行っているのか伺います。

また、防火用のこともあり、渇水時にも消火に使用できるぐらいの水を流していただきたい。この辺を1つ伺いたいと思います。

以上3点で質問いたしますが、よろしく願いいたします。

◇議長（柳沢浩一君） 町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 4番笠原則孝議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、国民健康保険特別会計の収支状況についてという質問についてお答えいたします。単年度収支においては、平成20年度から赤字が続いており、財政調整基金は平成22年度に底をつき、ほぼない状態のままであります。繰越金も平成23年度が約3億円、24年度は2億5,000万円、平成25年度は約1億5,000万円、26年度は約8,200万円と、大変厳しい状況となっております。

この原因についてですが、国民健康保険税は医療分と後期高齢者支援金分、介護納付金分の3本立てとなっており、単年度収支で見ますと医療給付費や保健事業を賄う医療分につきましては黒字で推移をしておりますが、後期高齢者支援金及び介護納付金は赤字となっております。

後期高齢者支援金とは、後期高齢者医療制度の給付等に係る費用の約4割をその他の保険制度に加入する人が支援するものです。支援金の請求額は、平成22年度は1人当たり約4万円でしたが、平成26年度は約5万5,000円となっております。交付金等で約半分補填がありますが、現在の国民健康保険税支援金分の徴収額では不足をしている状況でございます。また、介護納付金についても全国の介護保険でかかった費用のうち約29%を第2号被保険者である40歳から64歳の方が加入保険者に納付し、支払基金へ納める保険料であります。平成22年度は1人当たり約5万2,000円だった支払い額が、平成26年度は約6万3,000円に上昇しております。毎年納付金が増えている中、平成14年度より保険税を据え置きしているため、不足している状況となっております。以上のような状況ですので、適正な課税となるよう国民健康保険税の見直しを行う予定であります。

また、医療分につきましても、現状のまま医療費が伸びていくと、近い将来税収分の不足が生じてくると思われまますので、保健事業等の取り組みを強化し、なるべく医療費を抑える努力をしていく所存でございます。これには、一人一人の皆さんの協力というか、努力をお願いするわけでございます。

今後の国民健康保険税の値上げについての笠原議員からの質問ですが、どの程度の値上げになるか、今後医療費等の動向を見きわめながら検討してまいります。特に介護保険料の額が異常に増加をしております。今後ますます増加が予想されているのが現状でございます。

次に、東毛広域幹線道路のアクセス道の整備計画についてお答えいたします。群馬県で整備を進め、8月31日に全線開通いたしました東毛広域幹線道路は、玉村町の東西を結ぶ主要幹線であり、各種産業発展や交通渋滞の解消及び道路の利便性向上などさまざまな効果をもたらすものであります。無事に全線開通の運びとなり、地権者、関係者の皆様にはご協力をいただき、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

現在東毛広域幹線道路へ接続する南北の町道は、斉田上之手線、町道220号線及び町道2077号線の計3路線の整備を進めております。最初に、斉田上之手線ですが、東毛広域幹線道路玉村宿横断歩道橋交差点、この横断歩道橋は玉村小学校への歩道橋でございます。その歩道橋交差点から新滝川までの延長900メートルを本年度末までに工事を完了させたいと考えております。

次に、町道220号線ですが、東毛広域幹線道路開通に必要な取り付け道路部の工事が完了し、東部工業団地までの延長850メートルの整備を引き続き進めてまいります。

最後に、町道2077号線ですが、斉田上之手線以北の延長420メートルについてでございます。本年度から測量設計等の調査に着手をいたしました。さらに、3路線の整備進捗状況を見ながら、東部工業団地西側から東毛広域幹線道路を結ぶ町道212号線の整備計画も進めてまいります。東毛広域幹線道路の全線開通を踏まえ、関連する町道整備事業についても、これはまず地権者の皆様や地元の皆様のご協力がなければできません。ご協力をいただきながら、引き続き整備を進めてまいります。

ので、よろしく願いいたします。

次に、農業用水路の管理、見守りについてのご質問にお答えいたします。かんがい期を前に、工場等に対する油等の流出防止に係る注意喚起や区民回覧で水路へのごみの投棄に対しての注意喚起も行っているところがございます。また、水利組合や地域が連携し、農業用水周辺の環境を整える取り組みも行っております。このこともごみの投棄に対して直接回収を図るとともに、一定の防止効果を担っていると考えております。

また、渇水期につきましても防火用水としての通水をお願いしているところではありますが、その対応につきましては地域での取り組みが主体となっておりますのが現状でございます。地域の皆様に協力をさせていただくということで、よろしく願いしたいと思っております。

以上です。

◇議長（柳沢浩一君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） それでは、2回目の質問としまして、自席から行います。

まず最初の国民健康保険なのですが、今国民の平均寿命が女の人で86.61歳、男性で80.2歳に対して、健康寿命、要するにこれが医者にかからなくてもいいという寿命です。これが女の人が73.62歳と男が70.42歳で、高齢化率が全国で26.1%という数字が出ています。この辺が今言った医療費が、説明によりますと、今介護のほうで食われているけれども、高齢者と。将来は、医療費のほうが出てくるのではないかと。それはそうなのです。この団塊の世代が底にあったころの1950年、このころは富士山型だったのです。それから世代がだんだん中年になるとつり鐘型になり、最後はこれが一人で背負うつぼ型へと変形していくような状況です。

そこで、今見ましたら、男性が70.4歳、もう既にそのぐらいの年の人がこの中にもおりますけれども、いかに医療費がかからなくするというのは、町としては非常に町長の指令で筋トレやったりしていますけれども、この辺の効果、この辺ちょっとお聞きしたいのですけれども、いかがなものでしょうか。

◇議長（柳沢浩一君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 小林 訓君発言〕

◇健康福祉課長（小林 訓君） 筋トレでございますが、今36会場で行っております。そういった中で、それが医療費の削減につながるかということでございますが、もちろん筋トレは医療費を削減するのも目的でもあります。皆さんで仲よく地域の触れ合いを求めながら、そういう中で心も健康にしなうという部分もございまして。医療費が幾らそれで減になるかというのはちょっとつかんではおきませんが、いろんな部分で、かなり医者に行く部分なんかも減っているのではないかと。いうふうなことは思っております。

◇議長（柳沢浩一君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） それで、今38会場でやっているというのですけれども、何かちょっとあれ見ますと、埼玉県の所沢市では万歩計をみんな配って、1日正直な話5,000歩以上歩いてくれということになったら、医療費が年間で6万円ぐらい安くなったらしいのです。だから、この辺も効果も、いろいろやっぱりスポーツを取り入れていく上であれば、最近長寿会のほうで大分グラウンドゴルフなんていうのを頑張っているようだけれども、その辺をひとつまた考えてやっていかないと。いずれこの状態で、今話を聞きましたら値上げのほう、いずれ恐らく基金なくなってしまったし、このままいくと赤字でいくということになるので、いつごろ、どのくらい上げるかという予想というのがわかるようだったら、ちょっと予想として聞きたいのですけれども、いかがなものでしょうか。

◇議長（柳沢浩一君） 住民課長。

〔住民課長 山口隆之君発言〕

◇住民課長（山口隆之君） 今笠原議員おっしゃったように、値上げの方向、先ほど町長の答弁では見直しという答弁があったのですけれども、実際には正直なところ値上げなのです。それをいつ行うか、スケジュール的なものの質問というふうに考えますと、12月議会で条例等を改正、周知を図って、27年度国保税から反映させるということになります。どのくらいの幅なのか。国保会計、財政が非常に厳しいという話はある程度浸透していると思うのです。値上げはやむを得ないだろうというイメージといいましようか、印象も持たれているかと思うのです。ただ、それが一体全体どのくらいの幅なのかと。それによっては、非常にとんでもないよという話も出る可能性もありますので、値上げ幅については今いろいろとシミュレーション等をやっております、現段階で例えば幾らと。2,000円だ、3,000円だ、あるいは1万円か2万円か、その辺の具体的な数字の提案というものは、ちょっとまだできない状況であります。

◇議長（柳沢浩一君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） わかりました。

それで、そうしますと、いずれにしろこのままではいけないから、値上げはもうやむを得ないというようなとり方でよろしいと思うのですけれども、いずれにしろ値が上がるということは我々の団塊の世代が徐々に医療費がかかるという中で、何か策はないものかと。例えば健康で、80歳でも健康で、医者に全然かからないという人もいると思うのです、医療費の問題からいえば。だから、その辺で何か策が、例えば1年間1回も行かなかつたら、とりあえずあれではないけれども、健康維持賞なんていうことで10万円ぐらい戻すとか、その辺の策をやれば、今ちょっとこれ見ていて、年寄りの

人に失礼なのですけれども、何か病院かけ持ちしているような人もいるようなので、その辺をやれば、何か特典というのではないのですけれども、あればその辺、ちょっと風邪引いてしまったけれども、このぐらいだったらいいか、行かないで何とか済んでしまえば、あと二月もすれば10万円ぐらい戻ってくるのだったら、そっち頑張ってしまうかなというふうになれば、逆に抑えられるのではないかとということも考えられますので、その辺もひとつアイデアとして考えていただければと思うのですが、いかがなものでしょうか。

◇議長（柳沢浩一君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） 大変いい質問をしていただきまして、ありがとうございます。特にこの国保税につきましては、今笠原議員さんが健康になるためにみんなで努力するというような話をさせていただきました。大分この辺の意識が町内にも浸透してきました、医療費そのものはそれほど今のところ伸びていないということで、大分皆さんが健康志向になってきたということでございます。ただ、介護保険、これが圧倒的にふえています。これは、もうこの高齢化社会の中では、これからまだまだどんどん、どんどんふえていくということが予想されますので、この辺が一番今後の保険、国保税を考える中の大きなポイントになってきているのが今の現状でございます。後期高齢者支援金分と介護保険料、これがもうすごい勢いで増加しておりますので、この辺が一番。

もう一つの医療分については、今まで医療をできるだけ抑えて、この国保財政を健全にしていこうということで努力してきた、大分これは町民の皆さんにも浸透してきた、健康でいようと。なるべく医者にかからないで健康にいようと、そういう意識が強くなって、これはますますこれからもそういう意識を強めていきたいと思っていますし、そういうものが広がっていくことが大変ありがたいわけでございますけれども、この介護保険、これが今後の一番のポイントになっているのが今の現状だということで認識をしていただきたいなと思っております。

以上です。

◇議長（柳沢浩一君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） そこで、この介護保険のことなのですけれども、今玉村町でデイサービスとか、高齢者高賃貸ですか、高齢者住宅とかそういうのが、ちょっとしたのがあるけれども、それは幾つぐらいあるのですか。その辺ちょっと聞きたいのですが。

◇議長（柳沢浩一君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 小林 訓君発言〕

◇健康福祉課長（小林 訓君） 介護保険の関係でございますが、有料老人ホームが今7施設ございます。そのほかデイサービスつき高齢者住宅、これにつきましては現在3施設で73人定員ござい

ます。このほか今協議中の施設が3施設で定員81人、こういったものがございます。デイサービスをやっている事業所につきましては結構あるのです。ちょっと数字言えませんが、あります。

◇議長（柳沢浩一君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） いずれにしろ、この3万7,000人、つかつかない人口の中で、こうやって見てみますと、大分高齢者の介護の関係の建物があちこちでばかばか建っているように見えるのです。だから、これは相当また今後ふえるのではないかと。だから、業者にしてみても、これはお客がいるぞと。ペイできるということでやっぱりやっているから、ということはそれだけ逆を言えば、この保険税のほう食べていると。食っているということになるので、ちょっと朝歩いてみても、大分あちこちちっちゃいところ、本当に五、六人のところからありますので、できれば正直な話、これ最初できたとき、私は余りこの介護保険というのは賛成しなくなかったのです。最初は、たしか3,000円だったのです。わずか3,000円だからいいですかと。わずか20年たたないうちに、本当に1万円近くになってしまったのです。だから、これはそうなる、今まではちゃんとこれでやっていたのに、どうしてこんなやれなくなってしまったのか。あのときは、国が何かお年寄りをみんなで、社会で見ようというような風潮になってしまって、逆に今度変な話ではないのだけれども、年寄りがうちにいると面倒くさいから、介護保険で介護施設へ送ってしまうかという話も聞いたことあるから、そうすると何だか知らないけれども核家族化してしまって、親子とのきずなが薄れてきてしまって、何でも施設入れてしまえばいいのだというのがあって、ただ今度は町のほうとしては、認定の度合いが今度幾らか厳しくなったというふうに聞いているのですけれども、その辺の折り合いは、これは認定のほうはやっぱりあれですか、保険のほうで、ケアマネジャーか何かが行って団塊を介護しているのか。その辺ちょっと聞きたいのですが。

◇議長（柳沢浩一君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 小林 訓君発言〕

◇健康福祉課長（小林 訓君） 介護保険の認定、介護度の認定でよろしいのですか。

〔「それで最後に聞きますから」の声あり〕

◇健康福祉課長（小林 訓君） 介護保険の認定、要支援1、2、それと要介護1から5までございます。これにつきましては、申請がありますと認定調査員が訪問しまして、その方の状況は把握してまいります。また、医師の意見書もいただいて、そういった中で1次判定ということで判定させてもらった中で、お医者、その他いろんな関係の職種を持っている方等による介護認定審査会を行います。それで決定しておりますが、特に厳しくなったというふうなことではなく、国、県の基準に合わせましてそういった中で審査はさせていただきます。

◇議長（柳沢浩一君） 4番笠原則孝議員。

[4番 笠原則孝君発言]

◇4番(笠原則孝君) ちょっと蛇行しそうになってしまったので、このまま今度は修正して、以上ありがとうございました。

2番目の道路の問題、ちょっとこの辺をまたお聞きしたいのですけれども、私としては斉田上之手線ですか、玉村宿から来たところが、ちょうど旧354ぐらいまでは何とか開通できるのではないかなと思ったのですが、これは今町長の話聞きますと、この年度内だと。年度内までは滝川までは行くのだということは、滝川までは行くということは、あれが大体、今までの太い線がみんな、女子大からいずれ線がみんなつながるといことですね。せめて、今もちょっと使ってみただけでも、旧354からあの間が今ちょっと進めれば進まるような気がするのですけれども、あの辺はどうなのですか。わざわざつくってくれたのに、八幡様の裏の道でもって、ぎゅっと曲がらなくてはならないと。小学校に通うのを先行したと言えればそれまでなのですけれども、その辺はちょっと、やっぱり早まらないかなということ、ちょっとそれをお聞きしたいのですが、いかがなものでしょうか。

◇議長(柳沢浩一君) 都市建設課長。

[都市建設課長 高橋雅之君発言]

◇都市建設課長(高橋雅之君) 笠原議員のおっしゃる斉田上之手線、どうしても旧354までは早急につなげてほしいというようなお話でございますが、確かに私どももことし前半は雨水幹線等がまだ工事をしておりまして、その後うちのほう、都市建設課が追っかけて、上の道路工事を行うという予定になっています。また、その雨水幹線のほうが仕上がらないと設計のほうもできないということで、今早急に設計をいたしまして、これから工事の発注のほうをしていきたいということでございます。なるべく早くということでございますが、もうしばらくお待ちいただければというふうに思います。よろしくをお願いします。

◇議長(柳沢浩一君) 4番笠原則孝議員。

[4番 笠原則孝君発言]

◇4番(笠原則孝君) はい、わかりました。せっかくいい道路ができて、今まで玉村町の354号線の南側にいる人なんか回ってくるときは、旧馬車街道に行くか、正直な話、あとは玉村の十字路しか出られなかったと。ところが、ちょうど真ん中にできたところ、今の状態では、何かもう下の雨水の関係も終わったではないかというふうに見えるのだけれども、できれば年度内と言わずに、八幡様の初参りに行くときぐらいまでにはぜひやっていただきたいというのですが、ちょっと残り、もう9月ですから難しいと思うのですが、ひとつお願いします。

それともう一つ、今度は縦軸の件で、道路でちょっとお聞きするのですが、ちょうど角淵に抜ける旧大胡線からの延長、三和食堂さんからずっと行く、あの道はあそこで終わってしまったのですけれども、いつごろまでに向こうに到達するのですか、角淵のほうまで。橋は別としまして、どうもまた

あの辺が大分朝混むので、道も見ますと、3日ほどたってみますと、ちょっとまた道路の流れがはっきり言って変わりました。恐らく玉村大橋があれだけ混んだのがなくなってしまったと。五料橋も何か聞いてみたら、大分すいてしまったと。そのかわり、今度違うほうがやっぱりその分だけ膨らんだということなので、だからできればそちらの行くほうの道もなるべく早くやりたいのだけれども、予定としてはどうなっていますか、ちょっと課長に聞きたいのですが。

◇議長（柳沢浩一君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋雅之君発言〕

◇都市建設課長（高橋雅之君） 上飯島から南へ抜けて、角渕へ抜けて、岩倉橋を渡る道路ということで、これは県道になってまいります。藤岡大胡バイパスということでございますが、これは今後広幹道が完成した後に、県のほうも順次手を入れていくという予定でいるというふうには聞いてございます。まだ、いつできるかというのはちょっとはっきりしていませんので、完成年度は、目標年度はちょっと申し上げられないというような状況でございます。

◇議長（柳沢浩一君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） それと、今度先ほど言った東部工業団地から抜けて、今度バイパスのほうへ出てくる、これは220号線になるのですか。この道路、もうあれですか、幅が14メートルでいくということなのですかけれども、もうあれですか、買収とかそういうのは終わっているのですか。それとも、もう既に道路のほうの、いつごろまでは完成させると。例えば2年後ですよ。2年後が全面開通ということになって、それまでには間に合うのだから、その辺のやっぱりアクセス道路をつくったのだから、アクセスがアクセスになっていないのではどうしようもないし、あそこら辺行くと、まだ今うちのほうなんてバリケードが張ってしまっているのです。ですから、うんと変則的なのです、道路が。では、全部十字路になったから、全部十字路で行けるのかというと、そうではないです。バリケード張って、行けないところいっぱいあるのです。だから、その辺がないと、何か向こうの田んぼ行くのに、ぐるっと回らなくてはいけないなんていう話も聞いていますので、ひとつまたそれ課長のほうからも、予定のほうをひとつお願いしたいのですが。

◇議長（柳沢浩一君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋雅之君発言〕

◇都市建設課長（高橋雅之君） まず、220号線、下之宮から工業団地に抜ける道ということでございます。これは今回8月31日の広幹道暫定2車の開通に合わせて、出入り口については下之宮のところを改良させていただいたというのが今の現状でございます。これから国の補助金等を受けながら全線改修をしていくということでございます。東部工業団地まで850メートル程度でございますが、今実際工事ができたところは50メートル弱というようなところでございます。これから今年度、来

年度に買収をかけて、また工事のほうも進めていくというようなことでございます。

あと、先ほど第1回目のご質問の中にございました南北線の交通安全対策はどうなっているのだというお話をいただいておりますが、これはやはり今まで南北が全てとまれという格好で行っています。それが、今度は広幹道に抜けたということで、南北線がどちらかという、あれを走る方々はこちらが優先の道路ではないかというふうに見られる可能性もございまして、できるだけとまれを見えるように強調という格好で、とまれの脇にひげを生えらせて、とまれがはっきり目立つような格好で、2つの交差点ですか、をさせていただいております。

あとは、神社のすぐ北側の交差点につきましては、以前から赤いマークでとまれのマークを入れさせていただいておりますので、こちらのほうは強調済みということで、交差点につきましても要注意というような格好で地元からもご要望いただいております。そういう中で、うちのほうも改良できるものは改良していく。また、警察のほうにも、今後まだ完成するにはちょっと、29年度を目標に完成に向けてやっていますが、ちょっと先になりますので、今度はとまれを今の南北から東西に変えていただきたいというような要望もさせていただいております。ちょっと箱石等の方には区民の方には東西渡るのに不便になるということもございまして、やはり安全という面を考えて、とまれの位置の変更ですか、そちらのほうも警察と今現在協議を進めているというような状況でございます。よろしくお願ひします。

◇議長（柳沢浩一君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） 大分丁寧な説明ありがとうございました。

それでは、道路、最後に言いますと、どうしてもこのところに来て伊勢玉大橋がかかったから、もう一個ほしいと。そのもう一個がやっぱり板井のところではないかと思うのですけれども、町長これいつごろ、斎田のほうの四百何メートルは町長のうちに近いところだから、大分早くできるのではないかと思うのだけれども、あそこの今度は向こうまで行くと、本当に今度インターに抜ける場合でも、最高の恐らく、あそこに橋がかかったら、玉村町は群馬県で一番最優地になるのではないかと思います。橋でもって、インターには両方近い、北関東もある、前橋市行くといったって、この辺を早くぜひ、10年後なんと言わないで、予算の関係もあるから難しいと思うのですけれども、今度経済産業相に小淵さんがなったので、ひとつ小淵さんのところに行って、ぜひ頼むということをお願いしたいのですが、その辺いかがでしょうか。意気込みは。

◇議長（柳沢浩一君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） 広幹道の橋が一応暫定ですけれども開通しました。それで、県のほうからは次に玉村町が、先ほど笠原議員さんが申した藤岡市に行く大胡線ですね。大胡線と前橋市から来る新

橋のどちらを優先したらいいのかという話があります。今までは、両方優先するという事で話をしていたのですけれども、広幹道ができるまではなかなか手がかからないというのが現状でございました。今後は県のほうとしても一緒というわけにはいきませんので、どちらかという事で進めていきたいという意向があるように、正式ではありませんので、あるように思えます。ですから、今まで新橋建設をずっと県のほうと交渉してきた中で、今までそういう県のほうには要望していたのですけれども、これからはもう少し的を絞ってしていくのが効果的かなと考えております。小淵さん、先ほどのテレビニュースでも経済産業相に就任ということがありましたので、その辺もこれから大いに地元としては活躍をしていただけるということを期待しながら、今後の方針について、また議会の皆様とも相談の上で進めていきたいなと思っております。

◇議長（柳沢浩一君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） では、大分町長に期待していますので、よろしくお願いします。

それと、もう最後の、今度3番目の水の問題です。この辺をちょっと聞きたいのですけれども、大分私どものほうに流れているのが、あれは滝川の榎町用水というのですか、板井から斎田、福島、南玉、下之宮からという、そういうのがあるのですけれども、正直な話、大分あそこのところは、上のほうでは恐らく福島あたりの排水も合流してきているのだと思うのです。大分いろんなものが流れてくるのです。仏壇が流れてきたのだけれども、正直な話マットレスが流れてきたり何だり、これは草刈って流れるのだったら、これはもうしょうがないと、ある程度は、草だからというのだけれども、もう見たとおり生活用品が大分流れてきてしまっているのです、この辺はちょっとやはりしてもらわないと。上は大分流れてしまうのだから構わないけれども、後ろへ来て、大分正直な話、水門も福島にもつけたし、南玉にも1つ、2つ新規についたわけです。大分そこにはっきり言ってみんなつかえるのです。

正直な話、経済産業課に言わせれば、去年の前あたりまでは南玉のほうでも冠水してしまったよということで、三、四回出動したような気がするのですけれども、ことしは何とかその辺を、水門ができて、余計あるのだけれども、いろいろ排除してやったのですけれども、どうもちょっと気をつければ、大分こんなものはないのだと。草だったら、正直な話流れていってしまうのです。下のほうの人は、上から来た草だから迷惑かかるのだけれども、どうも生活用品の座いすが流れてきたり、そんなものが来たり、非常にもう大変なので、タイヤなんかも来るので、その辺はちょっとまた回覧板か何かで啓発してもらいたいと。下は大変。あなたのところはいいと。自分のところだけよければ、下はいいのかというようにあれでやっていただきたいと思うのですけれども。

それとあと、その辺は回覧板なんか回してもらって対処していただきたいということなのです。そうであれば、上のほうの区長さんなんか呼んで、こういう状態だぞというのを現実に見させて、そ

れでやりたいということなのですが、もしそんなことあったら、またあれしますので、その辺の指導と啓発のほうを、ひとつ町のほうによろしくお願いします。

それとあと、防火用水のことなのですけれども、これは個人名なのでちょっと出せないのですけれども、この間ちょうどあそこが福島以南ですか、ちょうど鯉沢の端だったのですけれども、ちょうどあれが7月でしたっけ、8月、麦刈りのことだから6月でしたっけ、ちょうど火災になってしまったのです。それで、すぐ前がはっきり言って川が流れているのです。そこに消防の人が突っ込んだのだけれども、わずか10センチぐらいしかないから吸い込めないと。それで、今度は防火の消火栓をつないだのだけれども、距離があれば、大分つないでしまったので、それでも出なかったと。あの場合は、恐らく30センチぐらい流れていれば、裏のほうの壊さなくて済んだのではないかということもあるのです。できれば消火栓が遠い地区なんかそういうことがあるし、まして前に水路があるのだから、その辺の確保として、ごみもたまらない関係で、ひとつ防火にきくぐらいの、消防署と話をしてもらって、最低このぐらい流してもらえばホースが吸い込めるよというのをやって、最低その辺の管理を、渇水時でも流していただきたいというのがあれなのですけれども、いかがなものでしょうか。

◇議長（柳沢浩一君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 齊藤治正君発言〕

◇生活環境安全課長（齊藤治正君） 渇水期には用水と申しますか、水を流す件でございますが、防火用水として利用するために天狗岩用水、滝川関係なのですけれども、一応負担金をお支払いして、流していただくということにはなっております。ただ、今言われたとおり消防車が入るための何センチまでかという、そこまで私も承知していなかったのですけれども、実情を申し上げますと、非常に考え方としてはすばらしいことで、そういう形をとっているわけなのですが、本来用水、農業用水ですか、そのときに十分に入るように正規の工事とか何か土地改良になるのですか。その運営団体のほうでいろいろ整備計画を立てているようで、実情として結構渇水期には工事をしているということで、現実にはちょっと断水しているというケースがございます、そのあたりが通年通水と申しますか、ある時期については本当に少なくなってしまうというか、水がないという状態が現状であるというのが私の認識の状態です。

◇議長（柳沢浩一君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） その辺が工事なんかする場合がありますと言っていますけれども、まずその前に、ある程度土砂なんかで邪魔している部分があるので、その辺をやはり、もう数年かかっていますので、その辺の土砂上げなんかしてもらって、常時、片側でもいいからこういうふうに流れる方法とか、いろいろなものをもし業者の方がいれば、工事なんかするのがあったら考えていただきたいと。利根川なんかで工事する場合、とめてしまうというわけにはいかないのです、半分流しておいて半分というの

はできるのですから、あんな狭いところだったらできるので、その辺をひとつお願いして、やっていただければ大分助かるのではないかと。

それと、やっぱり水が流れていないと、よどんでしまって大変なのです、臭みが出たり。ある程度流れていないと大変なので。それと、やっぱりまた土地改良区の人も何ですから、北側から入れる場合は、玉村町が何か榎町に1個入れているのと、国道354号のちょっと北側に1個と2本だけが入れているらしいので、その後はこっちはもうとっていないらしいのです。だから、角淵行くのも、あそこからこういうふうに戻っていくような感じなので。だから、あの辺……

〔「回るの」の声あり〕

◇4番（笠原則孝君） こっちは排水が入っているのだ。済みません、ベテランがいたもので。

そんな感じなので、できればその辺のことを考慮して、あとは水路のあれですから、流れないのであれば、水路の土砂なんかをもよく上げるような方法をとって、通年うまく臭くならないで流れるような方法をとっていただければ、生活面のほうもちょっと安心できるのではないかと思います。いかがなものでしょうか。

◇議長（柳沢浩一君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） 通年通水のことだと思っておりますけれども、先ほど生活環境安全課長のほうからお話がありましたけれども、特に天狗岩のほうでは、28年度ぐらいまで工事が決まっております、そこで終わるかといえば、またその他あと次の計画が出るかどうかわかりませんが、今のところ28年度ぐらいまで決まっております。その年度ごとに大体工事期間が120日ぐらいというふうに表示がされておりましたので、おおむね3カ月。それがどの時期で3カ月とるかというのはちょっとわからないのですけれども、いずれにしてもそういうときには断水になるのは間違いないという状況でございます。それで、あとは半分とめて半分流せばというようなお話もあったのですけれども、特にこれからやる場所については天狗岩の大分上のほうだと思っておりますけれども、暗渠になっている部分を直すようなこともありますので、暗渠のところを半分というわけにも多分わからないかなというのが現状かと思えます。

それから、特に経済産業課のほうとすれば、渇水期ではなくてかんがい期についてはいろんな注意を呼びかけるようなこともやっているのですけれども、冬場については特に現実はやっていないというのが現状です。いずれにしても、水の流れがよくなるような配慮というのは、できる限りはしたいとは思っています。よろしくお願いいたします。

◇議長（柳沢浩一君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） 大分その工事の関係、確かに私も見ていたら吉岡町の漆原あたりでは、やは

り暗渠で大分やっているのです。ところが、いろいろ聞いてみると、その下に八幡があるらしいです、あの流れてきているのが。あれから少しもらえばいいのだよなんていう話聞いていたのですけれども、工事の人から。その辺は、また天狗岩のほうに行ったときでも話いただければいいと思います。

残り時間13分になりましたので、この辺で打ち切りたいと思います。ありがとうございました。

◇議長（柳沢浩一君） それでは、休憩いたします。午後2時30分まで休憩いたします。

午後2時17分休憩

午後2時30分再開

◇議長（柳沢浩一君） 再開いたします。

◇議長（柳沢浩一君） 次に、8番島田榮一議員の発言を許します。

〔8番 島田榮一君登壇〕

◇8番（島田榮一君） 議席番号8番島田榮一でございます。通告に従い質問いたします。質問に先立ちまして、傍聴人の皆様には何かとご多用の中にもかわりませずご出席くださいます、本当にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

さて、ことしの夏は大変暑い夏でありました。また、集中豪雨により広島市におかれましては大規模な土砂災害に見舞われ、多くのとうとい人命が失われました。被災された皆様には心よりご冥福を申し上げますとともに、被災地の一刻も早い復旧復興を願うところであります。

それでは、質問に入らせていただきます。今回は、超高齢化社会への対応について何点か質問いたします。戦後のベビーブームの中で生まれた多くの世代が団塊の世代を形成し、日本の高度経済成長を牽引してきたわけでありますが、その世代が会社から引退するのと時期を合わせたように右肩上がりの経済がとまり、地価は下がり、空き地、空き家はふえ、商店街はシャッター通りと化して、混迷の時代に入ったように思えてなりません。その根底にあるのは、少子高齢化社会による人口減少に突入したことに原因があります。いずれにいたしましても、大変な時代になってきたなと思わずにはいられないきょうこのごろであります。

それでは、個別案件について質問いたします。今2025年問題が話題になっています。この年は、団塊の世代が75歳以上の後期高齢層に到達する年です。この年齢層が2,000万人を突破し、4人に1人が75歳以上になります。まさに超高齢化社会の到来であります。こうした中で、医療費、介護費を含めた民生費はうなぎ登りの状況であります。こうした状況を打開するためには、地域包括ケアシステムの構築が注目されております。当町は、どのように対応しているか伺います。

次の2項目めとして、関連しますが、ふれあいの居場所づくりは今年度7カ所できると聞いており

ますが、具体的にはどのように進捗しているか伺います。

次に、3項目めとして、医療費や介護費を抜本的に節減するには、在宅医療、在宅介護が必要と言われているが、当町はどのように対応するのか伺います。

次に、大きい2項目めとして、JAしばね支店の跡地利用はどのように考えるか伺います。1として、JAの支店再編により新たまむら支店が来年4月新装オープンとなります。このことにより、しばね支店とじょうよう支店は閉店となります。本件につきましては、今までに多くの議員から質問が出ておりましたが、その都度十分検討したいとの答えでありましたが、その後検討はなされたのか伺います。

次に、関連しますが、2として、社会福祉協議会の事務所は将来どの場所を考えているか伺います。

次に、大きい項目の3として、たまむら道の駅の進捗状況を伺います。たまむら道の駅のオープンまで6カ月を切りました。経営体制等どのように進捗しているのか伺います。

以上で1回目の質問といたします。

◇議長（柳沢浩一君） 町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 8番島田榮一議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、超高齢化社会への対応についてお答えいたします。国におきましては、団塊の世代が75歳以上となる2025年以降、医療や介護の需要が急激に増加することが見込まれることから、後世へも持続可能な医療保険制度、介護保険制度とするために、地域包括ケアシステムの構築を進めております。6月には医療介護総合確保推進法が成立し、国からガイドライン等が示されてきております。当町といたしましても国からの情報に注視するとともに、県や関係機関とも連携し、地域包括ケアシステムの構築に向け、業務を進めてまいります。

次に、ふれあいの居場所づくりにつきましては、昨年12月のフォーラム、1月から3月にかけて住民の方々と勉強会を3回開催し、4月、5月と実際に行っている居場所へ、ふれあいの居場所の開設を目指す住民の方々と町担当者が視察に行っておりまいた。また、ふれあいの居場所の立ち上げに必要な経費を助成するため、6月にふれあいの居場所づくり事業補助金交付要綱を制定し、20万円を上限に助成を行っております。現在4カ所のふれあいの居場所から申請を受け付け、交付決定を行っており、今年度中にさらに二、三カ所の申請があるものと考えております。

また、開設されたふれあいの居場所の代表者や開設を目指す方々同士の横の連携強化を目的といたしまして、ふれあいの居場所づくり連絡会を7月に開催いたしました。引き続き定期的に開催していく予定となっております。

また、今後さらに増加が予想されるひとり暮らし高齢者や高齢夫婦のみ世帯、認知症高齢者の増加に対応した地域づくりが必要と考えていることから、住民主体のふれあいの居場所を核とした地域づ

くりを展開することで地域力の向上が図られ、地域のきずなを強めることができるものと考えております。町といたしましても、そのための住民同士の連携の強化、地域の人たちの顔の見える関係づくりなどのバックアップや支援を行っていきたいと考えております。

続きまして、在宅医療、在宅介護についてであります。75歳以上の高齢者は慢性疾患による受診が多いことや複数の疾病にかかりやすい要介護の発生率が高い、認知症の発生率が高いなどの特徴を有しており、医療と介護の両方を必要としているため、医療と介護の連携は必要不可欠であります。今年6月に成立した医療介護総合確保推進法の中でも、医療と介護の連携強化といたしまして、消費税増収分を活用した新たな基金を都道府県に設置し、強化を図ることとなっております。詳細につきましては、現在県や県医師会が連携して体制整備に向けた準備を進めているところであり、当町につきましては県や県医師会、伊勢崎佐波医師会等と連携し、医療と介護の連携強化に向け、体制整備を進めてまいりたいと考えております。

今年度につきましては、8月に県におきまして在宅医療人材育成基盤整備事業として地域リーダー全体会議を行い、他職種連携のための会議を行っており、引き続き他職種連携に向けた顔の見える関係の構築を目指した取り組みを県や県医師会主導で行っていくものと考えております。

なお、介護保険法第4条におきましては、国民はみずから要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して、常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても進んでリハビリテーション、その他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする明記されております。

町といたしましては、この趣旨を住民に理解していただき、住みなれた地域で安心して暮らせ、後世への持続可能な医療保険制度、介護保険制度としていくためにも、地域包括ケアシステムの構築を積極的に進めてまいり所存でございます。議員の皆様におかれましても、地域包括ケアシステムの構築のためのご支援、ご協力よろしくお願い申し上げます。

次に、JAしばね支店の跡地利用についての質問でございます。JAの支店再編につきましては、JA佐波伊勢崎によりますと、17支所体制から8支店体制へと支店の再編統合整備計画を平成19年に策定し、支店再編への実現に向けて準備を進めていると伺っております。その中で、玉村町にある支店につきましては現在のしばね支店、たまむら支店、じょうよう支店を再編統合して、たまむら支店として新たに店舗を設置し、来年の4月にオープンすると伺っております。島田議員さんのご指摘のしばね支店の跡地利用につきましてはJAの判断でありますので、土地の利用について、JAの今後の動向を見守っていきたいと考えております。

次に、社会福祉協議会の事務所は将来どの場所に考えているのかについてお答えいたします。社会福祉協議会の事務所ですが、障害者福祉センター、これたんぽぽでございます。たんぽぽの建てかえに伴い、一時的に（仮称）まちなか交流館、これは旧桐生信用金庫玉村支店でございます。旧玉村支

店へ移転する予定でございます。将来どの場所へのご質問ですが、社会福祉協議会とも協議し、現時点では役場周辺地区公共施設等高度利用計画により計画している世代間交流多目的施設への移転を考えております。

次に、たまむら道の駅（仮称）の進捗状況についてお答えいたします。たまむら道の駅（仮称）は、来年の4月オープンを目指して現在建設工事を進めているところでございます。経営につきましては、道の駅が軌道に乗るまでの間、町が主体となって進めてまいりますが、運営面につきましてはこの7月に公益財団法人玉村町農業公社へ委託することといたしました。運営の組織体制でございますが、販売部門を農産物直売部、商工販売部、肉の駅の3部門に分けて調整を行っているところでございます。各部門ごとの進捗状況でございますが、まず農産物直売部及び肉の駅につきましては、販売製品の選定及び販売スペースのレイアウト調整を行っております。また、商工販売部につきましては、町商工会会員を最優先として、出店者の最終調整を農業公社が主体に行っております。商工会会員からの出店状況によっては、今後出店者の追加募集も行い、販売物の充実を図りたいと考えております。

運営委託先であります農業公社では、現在事務局が出店者の調整を行っておりますが、駅長、これは最高責任者になります。駅長、統括部長の役員の選任を初めとした運営体制の構築も同時に行っているところでございます。今後は、出店者を近日中には最終確定させた上で、運営会議を重ね、オープンに向けた準備を進めてまいります。

以上です。

◇議長（柳沢浩一君） 8番島田榮一議員。

〔8番 島田榮一君発言〕

◇8番（島田榮一君） 自席にて2回目の質問を行います。1回目の質問同様、順を追って質問いたします。

まずは、2025年問題であります。玉村町では都市計画法の線引き以来、どこの地域ももとの人口の3倍以上に急増した関係かと思いますが、他の町村と比較して、生産労働人口の平均年齢や高齢化率は若い状態を保っております。しかし、いずれ急速に高齢化率が進む時期がまいります。先日の平成25年度の決算認定の報告の中にもありましたが、75歳以上の後期高齢者の医療費が22億円に近く、75歳以上の介護と介護予防を合わせると16億円ぐらいになると言われております。これは、年々増加していき、2025年がピークになると言われております。まさにゆゆしき問題であります。このことをどのように受けとめているか、まず伺います。

◇議長（柳沢浩一君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 小林 訓君発言〕

◇健康福祉課長（小林 訓君） 2025年問題ということで、大変議員さんのほうからもご提案がありますが、あったとおり確かに高齢化率が2025年になりますと、今の団塊の世代の方々も後期

の高齢になるということで、多くなると思います。そういった中で、介護保険の給付費もこのところ毎年度毎年度ふえておりますような状況でございます。国において、今後第6期介護保険事業計画を27年から策定する中で、地域包括ケアシステムの構築をするというふうなことが出てきております。介護者の介護を受けている方も、家族の方も、8割以上が自宅での介護を望んでいるというふうな中で、地域包括ケアシステムを構築するためには、自助、互助、共助、公助により、高齢者が住みなれた地域で生活を継続することができるような包括的なサービスを提供していくための体制の整備をしていかなければならないと考えております。

そういった中で、ふれあいの居場所が出ておりますけれども、当町といたしましてはふれあいの居場所、おかげさまで現在7カ所が実施しております、これからも二、三カ所今年度中にできます。こういったところで、先ほど町長の答弁の中にごございましたように、地域でのそういった介護を予防する意味でも、筋トレもそうなのですが、そういった居場所等を今後も進めていく中で今後は対応をしていかなければならないというふうなことを考えております。

◇議長（柳沢浩一君） 8番島田榮一議員。

〔8番 島田榮一君発言〕

◇8番（島田榮一君） こういった大変な状態を何とかしようというのが地域で支え合おうという地域包括ケアシステムの構築だと思います。既に活動している地域はどのような地域で、どのような活動をしているか伺います。

◇議長（柳沢浩一君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 小林 訓君発言〕

◇健康福祉課長（小林 訓君） 一番先ほど申し上げましたように、その地域での介護予防を含めた中でふれあいの居場所という中では、現在やって実施しているのが、板井が2地区、藤川、福島、それと下之宮、それと上福島等となっております。こういったところもできる予定です。実際そこに通ってきている方は、少ないところで今のところ12人で、多い地区ですと50人ほど来ているというふうなことを聞いておりますので、かなりいろいろな面で、これからは介護予防等の要介護者等の受け皿にもなるし、引きこもっているような方も出てきてもらったり、地域としてのきずなもそういった中で今後とも育まれてくるのではないかと考えております。

◇議長（柳沢浩一君） 8番島田榮一議員。

〔8番 島田榮一君発言〕

◇8番（島田榮一君） 昔のようにお年寄りが隣近所へ出かけてお茶を飲んだり、世間話をしたり、そういった風景が見られなくなり、閉鎖社会の中で認知症の進んだお年寄りが徘徊するような状況が見られます。防災に限らず、地域のことは地域で守るという地域力が求められており、それをサポートするのが行政であると考えますが、サポートはどのような形でサポートをするのか。先ほど20万

円の交付金であるとか、いろいろお話も出ましたけれども、結構リーダーの人の持ち出しになっているような場面も何かあるような話も聞いております。もう少し行政がサポートしてもいいのではないかなと、そんなふうに考えますが、その辺どのように考えるか伺います。

◇議長（柳沢浩一君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 小林 訓君発言〕

◇健康福祉課長（小林 訓君） 先ほど町長が答弁した中でも、20万円の補助金で、それは当初の開設資金ということで、特に備品等を購入していただく形でご利用いただいておりますが、その後の運営につきましては自主的に行ってもらおうというようなことで、皆さん連絡会というのも7月にやって、またあした連絡会があるわけなのですが、そういった中でも町のほうからも自主的にやっってくださいということで確認をしております。また、富岡市のほうの先進地のほうでも、いろんな自分たちで資金の調達というか、そういったことなどもやっているようでございます。その他の面では、町といたしましてはご相談にいろいろ乗ってまいりたいと思っております。

◇議長（柳沢浩一君） 8番島田榮一議員。

〔8番 島田榮一君発言〕

◇8番（島田榮一君） 非常に奥行きが深い、なかなか難しい問題もあろうかと思いますが、これから行政としても力を入れていく部門ではないかなと、そんなふうに考えております。

次に、医療費や介護費を抜本的に節減するには、医者にかからなかったり、介護を受けなかったりすれば一番いいわけですが、個々の健康は人それぞれ違いますし、家庭の事情もあり、難しい問題かと思えます。昔のことを申し上げますれば、私どもの祖父母の時代は、畳の上で生まれて、畳の上で死んでいったと申しますか、終末期になると村医者が往診に回ってきて手当てをしますが、特別特効薬を使うでもなく、時期が来ると自然に生涯を閉じていったような、そんなふうに思い出して感じておるところであります。

それに引きかえ、現在は医療も介護も各段の進歩をして、長寿社会を形成しております。半面、医療費、介護費は年々増加している状況であります。このあたりどのように考えるか、町長、どのように考えておりますか。

◇議長（柳沢浩一君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 小林 訓君発言〕

◇健康福祉課長（小林 訓君） 町長がお答えする前に、1つ介護予防の強化ということで考えておるのが、現在行っておりますのが伊勢崎佐波医師会、それと他職種との連携をいたしまして、介護フェスタというのを毎年行っております。そういった中で、他職種連携を進めている中で、またリハビリテーションの専門職員があっちにもおります。そういった中で筋トレ等にも出ているわけなのですが、そういった理学療法士等も派遣した中で、群馬大学なり健康福祉大学ともうちのほうも連携して、

介護予防等の推進も図っております。今後ともそれらも進めてまいりたいと思っております。

◇議長（柳沢浩一君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） 筋トレなど町が積極的に導入して、平成17年から始めまして、大分定着してきました。それで、そのおかげだと思いますけれども、医療費については比較的安定した額で推移しております。先ほど笠原議員さんにも申したとおり、これから一番額がふえてくると思われるのが介護保険料です、介護費。その中で、今居場所づくりによって、地域包括ケアシステムの1つだと思いますけれども、地域で地域の人同士で健康な生活をしようということでございます。まだまだ五、六カ所の居場所でございますけれども、これはそんなにかしこまらないで、富岡市の例にあるとおり個人の自宅であったり、公民館であったり、いろんな場所で居場所ができております。誰でもがその場所へ行って、皆さんで歓談ができる、お遊びができる、話ができる、できるだけ家庭に引きこもらないで、外に出て遊ぶというのか、気晴らしをする、健康な運動をする、こういうことが居場所づくりの大きな目的でございます。先ほど島田議員さんのほうから、もっと町が積極的に補助というのか、支援をしたほうがいいのか、これはもう当たり前のことではございますけれども、その辺も今玉村町にある居場所づくりの皆さんとお話ししていると、非常に皆さんが前向きで、地域で居場所をつくって楽しもうという意欲に燃えております。ですから、ある半面余り我々が口を出さないほうが、かえってうまくいくのかなというような感じもしております。非常に地域のリーダーがいろんなことを考えながら、自分の地域の居場所を、皆さんが来て、そして楽しもうということで進めてくれておりますので、このような形がどんどん、どんどん町内に広がっていくということが一番いい。その広げていくのは今度は我々が、広げていくようなシステムをつくっていくのが我々の仕事かなと考えております。

ですから、居場所づくり非常に今うまく進んでおりますので、この居場所づくりをうまく全町内に広げていきたいな思っているのが今の、それによってこれから2025年問題、膨大な介護保険料がかかってくるのが到来するというのが目に見えておりますので、その対応策ということになるのではないかなと思っております。

◇議長（柳沢浩一君） 8番島田榮一議員。

〔8番 島田榮一君発言〕

◇8番（島田榮一君） いずれにいたしましても、健康寿命と申しますか、健康年齢というものをいかに高めるかに行き着くのかと思うのでありますが、玉村町が取り組んでいる町民1スポーツ、あるいは筋力トレーニングなどは非常によい取り組みかと思っております。それと、これからの課題が、まさに第3の矢ではありませんけれども、地域包括ケアシステムの構築かなと、そんなふうに考えております。この辺は、ひとつしっかり行政のほうも力を入れていただきたい、そんなふうに思います。

次に進みます。JAしばね支店の跡地利用について伺います。これは、前回の石川議員からも何とかよい形で残してほしいとの質問が出されております。私も過去に、この土地はもとの芝根村役場の跡地であり、その周辺には忠霊塔があり、薬師様があり、日清日露の戦役の碑があり、天皇陛下がその場所から白馬に乗って陸軍大演習を視察した聖蹟記念碑があり、芝根小学校の跡地にはにしきの園があり、海洋センターがあり、その他多くの福祉施設があり、まさに福祉ゾーンを形成しております。まさに芝根の歴史そのものであります。歴史公園をつくってはどうかと質問したときもありました。JAしばね支店が閉店になるこの時期に、何とかしてこの土地を町で購入していただきたいと思いますが、いかが考えるか伺います。

◇議長（柳沢浩一君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） この土地の件については、島田議員さんや石川議員さんからの話を今まで議会で聞きました。地元の人たちがこの場所に物すごい郷愁と愛情を感じているというのは、私も十二分に認識しているわけでございます。そういう意味で、この土地についてはまだはっきりした、役場庁舎の中でのはっきりした結論は出ていませんけれども、これからJAとの話をする中で、芝根地区の皆さんのこの思いを十二分に認識した中で、しばね支所の跡地の利用について検討していく予定でありますので、ご理解をしていただきたいと思っております。

◇議長（柳沢浩一君） 8番島田榮一議員。

〔8番 島田榮一君発言〕

◇8番（島田榮一君） はっきり申し上げますと、芝根地区の住民の集会の場所がなくなってしまうわけでありまして。願わくばこの場所に将来社会福祉協議会ができて、会議室を芝根地区の住民に利用させていただければ一石二鳥と考えますが、いかが考えるか伺います。

◇議長（柳沢浩一君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） 先ほど申したとおり、島田議員さんの考えは十二分に理解しているつもりでございますけれども、まだこの場所ではっきりこうするという結論は出ていませんので、その辺でご理解をしていただきたいなと思っております。

◇議長（柳沢浩一君） 8番島田榮一議員。

〔8番 島田榮一君発言〕

◇8番（島田榮一君） いずれにいたしましても、JAが処分しないうちに町で動いていただきたいと思うのです。JAは、町の要望には協力するスタンスであります。きょうも財政の話が出ましたけれども、非常に財政も健全財政を誇っておるわけでございます。それと同時にきょうも芝根地区の皆様が大変傍聴に来ていらっしゃいますし、芝根地区の住民の総意でもありますし、同時に悲願でも

ありますので、ひとつ玉村町の健全財政に照らして、よろしくお願いを申し上げるところであります。

それでは、次に移りますが、たまむら道の駅の進捗状況について伺いました。今までにも多くの議員から質問が出ており、町の発展のためにぜひとも成功させたいと、誰も願っており、町民の期待も大きいと思います。玉村ならではの特色はどのように出していくのか、そのあたりからお尋ねいたします。

◇議長（柳沢浩一君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） 玉村ならではの特色という質問でございますけれども、やはりかなりの交通量が見込めるということで、期待もできる場所ではありますけれども、やはり近隣に同じような施設というのはございますので、その差別化ですとか特色、そういったところは一番肝心になるかなというふうには思っております。玉村町におきましては、地元の産物というのを売り出すというのはもちろんなので、友好交流都市というのも今3カ所、それから上野村さんとも交流もございます。そういった関係もありますので、玉村にないものをそういったところから取り入れて、バラエティーをふやしていくとか、それから町の朝市の会なんかでも、大分毎月そこでやったらどうかというような話も出ておりますし、そういったイベント等を中心に力を入れていきたいというようなこともございます。いずれにしても、そういう特色、差別化を図りながら、産業、観光、文化、全ての拠点というような形でうまくつくっていかねばというふうには思っております。

◇議長（柳沢浩一君） 8番島田榮一議員。

〔8番 島田榮一君発言〕

◇8番（島田榮一君） 経営は、農業公社へ委託したというようなことでございますけれども、食、食することが非常に大事ではないかなと思うのですけれども、食堂とかレストランとかの考えはどういう考えを持っておりますか。

◇議長（柳沢浩一君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） 先ほど商業部門ですか、今相手先を選考中というようなお話があったかと思っておりますけれども、その中の1つにレストラン部門をどなたかに任せるといったようなものが1つございます。そういった関係で、玉村町の特色のあるメニューという開発ができるような方向で考えていきたいというふうには思っているのですけれども、基本的には何者も入るような状況にはありませんので、1つの業者に入ってもらって、ある程度幅広いメニューかつ特色あるメニューを提供できるような体制というのができればいいかなというふうには思っております。

◇議長（柳沢浩一君） 8番島田榮一議員。

〔8番 島田榮一君発言〕

◇8番（島田榮一君） 道の駅の名称なんかもぼちぼち考えなくてはならないかと思うのですが、その辺はどう考えていますか。

◇議長（柳沢浩一君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） 長い間たまむら道の駅（仮称）というのが続いておりますけれども、もちろんこれから道の駅の認定等ございますので、そういった中で、もうそろそろというふうには考えているところなのですが、できれば公募をかけるような状況を考えていって、その中で決めていければというふうには思っているところでございます。

◇議長（柳沢浩一君） 8番島田榮一議員。

〔8番 島田榮一君発言〕

◇8番（島田榮一君） 駅長もまだ決まっていない状況ですか。これからということですか。

◇議長（柳沢浩一君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） まだ決まっておりません。

◇議長（柳沢浩一君） 8番島田榮一議員。

〔8番 島田榮一君発言〕

◇8番（島田榮一君） オープンまで6カ月を切ったわけですので、ひとついろいろピッチを上げてやっていただきたいかなと。町民が期待するような道の駅ができることをお願いして、若干時間が残っていますけれども、以上で終わりたいと思います。ありがとうございました。

◇議長（柳沢浩一君） 休憩いたします。3時20分まで休憩いたします。

午後3時10分休憩

午後3時20分再開

◇議長（柳沢浩一君） 再開いたします。

◇議長（柳沢浩一君） 次に、2番渡邊俊彦議員の発言を許します。

〔2番 渡邊俊彦君登壇〕

◇2番（渡邊俊彦君） 議席番号2番渡邊俊彦です。議長命により、通告書に基づき一般質問させていただきます。議員になって4回目の質問でございます。よろしく願いいたします。また、傍聴の皆様には、お忙しい中大変ご苦労さまでございます。ありがとうございます。

ことしもまた全国各地で大きな災害が発生しております。関西、広島市では70人以上もの犠牲者

が出た土砂災害が発生してしまいました。国でも激甚災害に総理大臣が指定したようでございます。お亡くなりになられた方々、被災された方々には心からご冥福をお祈りいたします。幸いこの玉村町は立地条件もよく、こういった災害もなく、よい地域だなと感じているところでございます。

国のほうを見てみますと、先日2015年度予算の概算要求が各省から出され、総額101兆円を越す要求となったようでございます。その中には、広島市の豪雨災害の教訓から、緊急速報メールの稼働やドクターヘリの拡充、災害訓練施設の整備等の要求も含まれているようであります。また、国際情勢を見れば、ロシアがウクライナへ侵入し、軍事作戦を行っていると報道されております。中東シリアでは武装組織により数十人もの人たちが拘束されたり、処刑されたり、あるいはシリア軍との戦闘が相次いでいるようでございます。こんなニュースを見るたびに、平和で日本は本当によい国だなとつくづく感じております。

それでは、通告書に基づきまして1つ目の質問に入らせていただきます。東毛広域幹線道路も先日8月31日に一部2車線ではございますが全面開通いたしました。我々の地域も大変便利になりました。この道路に面して、上新田地内に建設が予定されておりますたまむら道の駅（仮称）ですが、既に工事が始まっておりますが、この周辺の交通安全対策について町の考えをお伺いします。

今年度の大きな事業であるたまむら道の駅（仮称）が建設されますが、この場所は建物が建設される土地の東側に従来からある南北の道路があります。町道2081号線ですが、この道路を挟んで東側に駐車場ができるようになっておるようでございます。この南北の道路、町道2081号線、これは地域の人たちの生活道路でもあります。中学生の通学道路としても使用しております。また、この道路と東毛広域幹線道路は交差します。道の駅の開設後は、利用者の増加や交通量の増加が予測されます。したがって、交通安全対策を講じる必要があると考えます。町としての対策がありましたらお伺いをいたします。

次に、2つ目の質問をさせていただきます。同じたまむら道の駅（仮称）ですが、これの関連質問であります。地域では、この道の駅に大変期待や歓迎をしながら見守っているところでございます。この道の駅の利用者の利便性向上のための対策や地域整備について、町の考えをお伺いいたします。計画どおりですと、この道の駅の出入り口は本体の建物のできる敷地の東側1カ所のように計画されているようでございます。これだけでは決して利便性がよいとは思えません。例えば道の駅西側とスマートインターチェンジの間に道路を設け、南の道路までつなげば西側からも出入りが可能になります。利用者の利便性向上のために、あるいは集客増加のために地域の道路整備も必要かと思います。

このインターチェンジと道の駅の間に予定されている道路の件ですが、この通告書を出した後に高崎市の関係者から情報をもらいまして、玉村町と高崎市で既に協議しているのだという話を聞きました。もしそれが事実で進んでいるのであれば、この質問についてはその進捗状況をお聞かせいただければと思います。

さらに知恵を絞り、集客力を高める努力が必要かと思っておりますので、町はどのように考えているかお伺いをいたします。

次に、3つ目の質問に移らせていただきます。ことしの2月の大雪時の教訓を踏まえ、災害発生時の町の備えと対応についてお伺いをいたします。ことしも台風シーズンになり、8月には台風11号により全国各地で大雨による土石流の被害が発生しております。冒頭申し上げましたが、広島市では大雨により大きな土砂災害が発生し、多くの犠牲者が発生してしまいました。

ことし2月にこの地域を襲った豪雪により、玉村町でも甚大な被害が発生しています。この記録的な豪雪における町の対応について不足がなかったわけではないかと思っております。災害に備え、行政でできることは事前に準備する必要があると考えます。群馬県においては、ハード面では除雪機や凍結防止剤散布機等を配備するようであります。また、ソフト面においては、県道路除雪会議を結成したようであります。これは、豪雪に関係する県の対応であります。町では豪雪被害に限らず、災害発生時、また災害の発生が予測されるときに備えて、ハード面、ソフト面、それぞれどのような対応を講じているか伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

◇議長（柳沢浩一君） 町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 2番渡邊俊彦議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、たまむら道の駅（仮称）周辺の安全対策についてお答えいたします。たまむら道の駅（仮称）の出入り口が設置される建物東側道路につきましては、施設オープン後利用者の普通乗用車や大型車両などの往来がかなり多くなることが予想されます。このことから、広域幹線道路から道の駅へ安全に進入できるよう、出入り口交差点への信号機の新設を現在群馬県警察本部へ要望を行っているところでございます。また、信号機の新設と合わせて、広域幹線道路と町道との交差点改良及び道の駅東側町道の一部拡幅を行い、大型車両でも安全かつスムーズに進入できるスペースを十分確保する予定でございます。

交差点へ信号機を新設することにより、周辺住民が安全に広域幹線道路を横断することができるようになることと、また町道の一部拡幅により、道の駅への来場車両と周辺住民とのすれ違いがスムーズに図れるものと考えております。最も混雑が予想されるイベント開催時などには、道の駅出入り口付近に誘導スタッフを配置し、さらなる安全確保を講じていきたいと考えておりますので、ご承知していただきたいと思っております。

次に、たまむら道の駅（仮称）の利用者の利便性向上対策及び地域整備についてお答えいたします。渡邊議員さんのおっしゃるとおり、たまむら道の駅（仮称）への主要な出入り口は敷地東側出入り口のみとなります。ご提案をいただきましたスマートインターチェンジと道の駅西側に進入路の設置に

ついてでございますが、建物の配置や道の駅西側に現在既存の側溝が設置されていることなどから、車両の進入スペースを設けることは難しいものと考えております。また、南側道路につきましては、建物南側にストックヤードが設置されることから、関係車両の進入路として活用していきたいと考えております。

今後道の駅への利便性を図るため、出入り口の増設などを検討するに当たりましても、敷地周辺の道路の検討だけでなく、主要道路からスムーズな誘導ができる適切なルートの選定及び大型車両でも対応できる幅員の確保などもあわせて検討する必要があるものと考えております。

次に、ことしの大雪時の教訓を踏まえ、災害発生時の町の備えと対応について、ハード面、ソフト面でそれぞれどう対策を講じているかとの質問ですが、お答えいたします。まず、ハード面については、都市建設課で行う道路、橋梁の整備事業、上下水道課で行う水道管の整備事業、雨水対策事業など、全ての事業が災害発生に備えた対策だと考えております。また、ソフト面については、現在県の地域防災計画が平成26年1月に国の防災基本計画が修正されたことや、大雪に係る対応状況を踏まえた見直しを進めているところでありますので、町としても地域防災計画を見直したいと考えております。特に大雪対策としては、雪が固まらない初期除雪の徹底、どこの道路を優先的に除雪するかの計画や進捗状況を把握する方法の確立など、対策を見直したいと考えております。

初期除雪の考え方としては、建設業者や水道業者による重機の除雪、重機を持った農家の協力体制の確立、生活道路における地域住民の雪かきなど、地域の住民の協力等が早期の復旧を可能とするものであります。共助の重要性について啓発し、この辺について地域住民の皆さんと強化をしていきたいと考えております。あわせて高齢者世帯など、災害弱者へ支援体制など地域防災計画に反映し、推進していきたいと思っております。

また、情報の発信のあり方については、既に3月から携帯会社、これは3社です。3社と緊急速報メールの契約を行い、玉村町エリア内に生命に直結するような緊急情報を一斉に配信する仕組みを確立いたしました。今後も地域防災計画に基づき対策を進めてまいりたいと考えておりますので、ご了承していただきたいと思います。

以上です。

◇議長（柳沢浩一君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） それでは、1回目の質問に沿って、順次質問させていただきます。

道の駅本体のできる建物の敷地には、計画でありますと七、八十台の駐車スペースができるようでございます。そこへ開設後の話ですけれども、入ってきた車が何らかの理由で町道2081号線の東側の駐車場に移ったり、あるいはその逆も考えられると思います。そういった中、中学生が通ったり、歩行者、横断者が通ったりもしていると思いますが、危険が伴うような気がしますが、大丈夫かと心

配はないわけではありません。出ないお化けに怖がるわけではございませんけれども、転ばぬ先のつえということもありますので、その辺もひとつよろしくお願ひしたいと思います。

また、東毛広域幹線道路から、先ほど南北の道路、町道2081号線とか交差するわけでございます。そうしますと交差点になって、今町長の答弁ですと、信号機をとということでもありますけれども、東毛広域幹線道路を東西に走る車や、あるいは道の駅の方向を南へ右折、左折する車、あるいはこの町道2081号線、南北道路を通行する車や自転車、あるいは歩行者、あるいは農耕車までが、多種多様の通行状況が予測されると思いますが、信号機の設置ということではございますが、そこには横断歩道をつけていただくとか、またスマートインターに信号が既にございます。これとリンクさせて、通行車両や歩行者にとって都合がよかったり、安全性が高まるような配慮もしたいと思いますけれども、その辺についてもまた警察だとか、高速道路会社だとか、関係機関と調整をお願ひしたいと思います。その辺をぜひよろしくお願ひいたします。

やっぱり地域の者にとりますと、地域の開発、発展は安全と両立したものでなければならないと考えておりますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

次に、2つ目の質問のたまむら道の駅（仮称）の利便性向上のための関係なのですけれども、町長のほうから答弁は詳しくある程度いただきましたが、この道の駅の敷地の西側と私が言っているのは、西側から南というのは、200メートルぐらい南に道路があるのですが、そこまで道路をつくったらどうかという話でございます。そこへ道路をつくれれば、そちらからも当然滝川の橋があるのですが、高崎市側からも入りやすくなると。その道路の話を高崎市の方から情報で聞いたのです。そこへ道路をつくる予定があって、高崎市と玉村町で話をしているはずだよと。そんな話を聞きましたので、その辺については地元の我々が知らないのですが、もしそうであるならば、その辺についてお伺ひしたいのですが、どうでしょうか。

◇議長（柳沢浩一君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋雅之君発言〕

◇都市建設課長（高橋雅之君） その点につきましては、私どもスマートインター関係で話が進んでいるという状況でございます。それは、スマートインターをつくりました関係上、今まであそこの南の田んぼを耕作していた方々が、あそこをぐるっと回って高崎市のほうに戻れなくなるという状況が出てきて、スマートインターと田んぼの間に南の道路まで抜ける農耕用の道路というのですか、農道をつくってほしいということで、スマートインターをつくる、設置するための条件として出ているということでございます。ですから、今回道の駅の進入路のためにそれをつくる道路ということではなくて、あくまでもそこの耕作を便利にするための道路ということで、我々も今現在、昨年からの測量ですか、測量に入らせていただきまして準備を進めさせていただいています。

しかしながら、その道をもっと北に伸ばして、道の駅の駐車場まで入れたらどうだというお話でご

ございますが、先ほど町長の答弁にもございましたように、もう既にその道路の北側は排水路がありまして、どうしてもそのスマートインターと道の駅の建物自体がちょっとずれない限りは、そこに道をあけるわけにはいかないのかなというような状況かなというふうに私どもも思っています。あくまでもその高崎市の方からのお話というのは、農作業用の道路を設置するというご理解をいただければというふうに思います。よろしくをお願いします。

◇議長（柳沢浩一君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） その辺についてはわかりました。この道の駅ができる敷地のおっついて南側に東西の3メートル50ぐらいの道路があるのですが、その話は先ほど町長の答弁で、バックヤードとかに使うとかという話もありますが、その道路に今の高橋課長の話はつながるかと思うのですが、その道路はスマートインターで行きどまりになってしまうのですが、それを行きどまりになったところから南に伸ばして、南の道路まで250メートルぐらいありますか、200メートルぐらいですか、それをつなげるということだと思えるのですけれども、その道の駅ができる敷地からでも入れるところができるならば便利にはなるような気はしますけれども、その辺についてはまた検討やら、いろいろもう設計もできていることだから、難しいかと思えますけれども、利便性をよくすることによって皆さん、先ほどの島田議員の質問の中にもありましたけれども、成功させるために、この集客をふやすためにみんな心配というか、いい応援をしていると思うので、よろしくお願ひしたいと思えます。

また話はちょっと変わる部分もあるのですけれども、高崎市では関越自動車道の向こう側に大規模な物産館をつくるというような、新聞等でも報道されていまして、ご存じのことと思えますけれども、この物産館へ高崎駅から東毛広域幹線道路を利用して高速バスを走らせる計画があるという話ですが、その辺ご存じかどうかわかりませんが、そしてその物産館の敷地の一部をバスターミナルに使用するのだと、そういう話をやはり高崎市の関係者からちょっと情報をいただきました。

その計画に玉村町も便乗というか、話に乗るというか、いろいろそんな形で、予定されているたまむら道の駅（仮称）ですけれども、これまで経由してもらって利用できれば、玉村町の住民も便利になったり、そこへ人がふえますから、集客する人もふえますから、集客すれば人がふえますので、道の駅に物産館ができるようですから、そういったこともいいことかと思えます。

また、たまたまこれをつくるのに、何かないかなと思って第5次玉村町総合計画を見ましたら、公共交通の整備という項目がございまして、ちょっと読んでみますけれども、東毛広域幹線道路が整備されることから、沿線市町村と連携して急行バスの運行に努めることが必要です。高崎市を初めとする沿線市町村と本町との交通利便性をさらに向上させることで住宅開発などを誘発していくことが望まれますという、こういう項目がこれにあるのですけれども、そんなことからこの急行バス、高速バス、似たようなものだと思うのですが、こういったことでこういった交渉に出向いていただけないか

という質問であります。

◇議長（柳沢浩一君） 質問の趣旨について、わかりましたか。

町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） 渡邊議員さんの言っている高崎市のバスというのは、高崎市のスマートインターにバスターミナルを設置して、それで玉村町側から東京方面に、主体は東京方面だと思うのです。高速バスを入れるということだと思います。高崎市は、そのバスターミナルの中に、これバスの停留所というのですか、乗り場ができるわけでございますので、そこにお土産屋さんみたいな物産と食堂をつくりたいという話があります。玉村町側から今度は東京方面に、ほとんど関西、東京方面に行くには玉村町側から乗るわけでございますので、それを玉村町側にもとまるということも話は今までしていたのですけれども、なかなか玉村町側に停留所というのがないわけでございますので、高崎市側に行って乗っていただくという形になるのかなというような状況でございます。そういう中で、もう一つは高崎駅東口からバスターミナルまで来るときに、連結信号というのですか、ずっと青になってくるといって時間を短縮して、そこまで来るといことは予定の計画にありました。それを玉村町側まで続けてくださいという話をしてあるのですけれども、今のところまだ具体的な話がありませんので、その辺はまだ未定でございます。

高崎市側は、あくまでもバスターミナルでございますので、非常に場所が狭いので、ほとんど駐車場がなくなってしまう、駐車スペースがなくなってしまうので、玉村町側のほうにも駐車場をつくりたいというのが高崎市側の考え方でございます。ですから、たまむら道の駅（仮称）は十二分に駐車場あるのですけれども、またその隣接にも高崎市側としては駐車場をつくって、たくさんの車をそこにとめたいということでございますので、それはたまむら道の駅（仮称）にとっても大変ありがたいことでございますし、玉村町側に駐車をして高崎市側から乗っていくということになると思いますので、そうすれば玉村町の道の駅も十二分にそれと一緒に相乗効果が出るのではないかなと。高崎市側に早くつくっていただきたいと思っているのですけれども、これはちょっと高崎市のほうはまだまだ計画段階でございますので、時間がかかるという話でございますけれども、できるだけ高崎市側にも早くつくっていただいて、両方でお客さんを引きとめる、引き寄せる、そういうふうな相乗効果を大いに期待しているところでございます。

◇議長（柳沢浩一君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） ありがとうございます。町長の話もわかるのですけれども、こういった、町民は多分全部見ていると思うので、せっかくの道の駅をつくるのでしたら、そういった集客の意味も、あるいは相乗効果という話もありましたが、そういった意味で、ぜひ停留所というような形で、

一旦とまってもらうような交渉ができればありがたいなと思っております。ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。人が寄るといふことは、出店者あるいは農産物の出荷といふのですか、出す方にして、購買者がふえれば売り上げも上がるし、道の駅運営にも一助になるのではないかといふふうにかゝります。道の駅の南側の3メートルぐらゐの道路の話は、先ほど町長のほうから答ひいただきましたので、その辺はわかりました。

それでは、またそういったことで、道の駅の成功を祈るといふ意味で、ちょっと話はそれますけれども、高崎市では工業団地用地の64ヘクタール、これはいつか新聞報道されましたけれども、これはもう既に市街化区域編入の手続が終わったといふ話も聞いておりますが、その工業団地の利便性をやっぱり高めるために何やるかといひますと、昭和病院の裏から道路をつくって、井野川に1個新橋をつくるのだと、そういう話がかゝり具体的になつてゐるようなことを情報としていただきました。やっぱり新しい事業をするには、ことしの町長の施政方針の中で申してゐたリスキー、リスクを恐れずに未来への挑戦といふことだと思ひますが、本当に町長はいいこと言ふなど。多分これでこの道の駅事業、あるいは道の駅の付近の周辺開発もこのリスキーで挑戦していくのかなといふふうにかゝり理解して、期待してゐるところでござひます。地域の人たち、我々も含めまして、成功することを応援してゐますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、災害発生時の対応について質問させていただきますが、去年は伊豆大島で大きな土砂災害が発生し、ことしは先ほど申しましたけれども、広島市では七十数名の犠牲者が出るほどの土砂災害が発生しました。玉村町では、こういった山がないですから、そういった可能性はありませんけれども、ことしの2月の豪雪のように想定外の災害が発生する、災害といふのは想定外のことが起きるものでござひます。

災害発生時に国民に伝える手段として、先ほど質問しようかと思つてゐたことは既に答へていただきましたけれども、携帯電話あるいはスマートフォンのほうに緊急速報メール、NTTは何かエリアメールといふそうですけれども、その辺はどうなつてゐるのですかと聞いて、3月に既に済んでゐるといふ話で、ぜひそれを活用して、町民に重要情報をお願ひしたいと思ひます。質問する前に答へを先にいただいてしまったので、何が何だかわからなくなつた部分がありますが、お願ひします。

◇議長（柳沢浩一君） 渡邊議員、質問してください。

◇2番（渡邊俊彦君） はい。

町民に災害の情報を伝えることは大変重要なことだと思ひますけれども、学校なんかは既にPTAと連絡はとつてゐるようござひますが、ことしもまた毎年やつてゐますが、玉村町でも9月7日に地域防災訓練が南小学校を会場に実施されますが、国のほうでは東日本大震災を教訓にだと思ひますが、東海トラフ巨大地震だとか、あるいは首都直下型地震だとか、大きな災害に備えて国土強靱化計画といふのを打ち出してゐます。大がかりな訓練も行つてゐるようでありまして、町でも

住民の災害に対する関心、あるいは防災、減災の観点からも訓練を行うことは大変大事なことだと思いますが、住民対象の訓練にあわせて職員にも、そういった招集する側、伝える側、そういった訓練も必要かと思えますけれども、例えばですけれども、住民対象でなく、職員対象に予告せずに非常招集訓練みたいな形で想定をつくりまして、例えば道路が寸断されたから歩きで来てくれとか、通信が、携帯電話があるから今のは多分大丈夫だと。通信がダメだから、電話連絡が無理だから、それぞれ連絡をとり合って来てくれとか、そういった訓練をして職員の意識を高める。もちろん全員というより、管理職だけで十分かと思うのですが、そういった訓練をさせたかどうか、してもらったらどうかと思えますけれども、町長、その辺どんなふうに考えますか。

◇議長（柳沢浩一君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） 渡邊議員さんの言うとおりでございます。この防災訓練は、大きく分けまして、町民は被災者になるわけでございます。被災者がどういうふうに行動するかということと、職員がその町民の皆さんをどういうふうに誘導できるかという役目がございます。職員も被災者なのですけれども、職員には職員の職務がございますので、被災者という立場でいるわけにはいきませんので、職員は職員としてどういうふうな対応ができるかという目的がございます。今回のこの訓練も、そういう大きく分けてその訓練をしていくということで進めております。

職員には、先日この訓練に参加する職員全員に集まっていただいて、職員としての心構えと行動の仕方、それはもう今までの訓練では細かく指示を出して、こういうことをしなさい、こういうことをしなさいということで訓練をしてきました。今回はそうではなくて、今までやってきた訓練の中で、こういう災害が起きたのだから、どういうふうな職員が行動をとるのか、どういう動きをするのかというのを考えて、訓練ですから、この防災訓練はそれでいいのですけれども、実際のときは考えていられないのです。体でもうそれは動かなくてはいけないので、その本番のときに、本番来ては困るのですけれども、例えば本番が来たときにはもう考える余裕がなくて、体で動いて住民の安全な場所に誘導する、住民を助けるという、そういうことをするような訓練をこれからしていくということで、今回の訓練をする予定でございます。

ですから、また本当に今渡邊議員さんの言うとおりで、職員としての行動の仕方、そういうものを一人一人が体で覚えるという、私は体で覚えておかないとダメだと思うので、そのために訓練をしていくということでございますので、そんなような形で、例えば訓練がうまくいかなかったとしても、一度そういう訓練をしておくということが次のところに進みますので、決して訓練がうまくいかなかったとしても私はいっているのです。その中で1つでも2つでも新しいことを考えながら行動していくという、そういう訓練にしたいと思っております。

◇議長（柳沢浩一君） 2番渡邊俊彦議員。

[2番 渡邊俊彦君発言]

◇2番(渡邊俊彦君) 確かにそのとおりだと思います。私も長く消防、防災機関に務めたものですから、訓練にまさるものはないとか、訓練以上のことは本番ではできないというのを言われたり言ったりしていましたが、事実そのとおりだと思っておりますし、職員の方がその努力、あるいは実際に町長のほうからやるといふ話ですけれども、何か実践的なことでそういうことをやっていますか。ひとつその辺は、生活環境安全課長。

◇議長(柳沢浩一君) 生活環境安全課長。

[生活環境安全課長 齊藤治正君発言]。

◇生活環境安全課長(齊藤治正君) 職員の実践的な訓練内容というようなことで、特に今回9月7日に予定されている防災訓練に限定してお答えしてよろしいですか。

[「はい」の声あり]

◇生活環境安全課長(齊藤治正君) では、その件についてお答えいたします。

先ほど町長のほうからちょっとお話が、答弁のほうありましたけれども、今年度につきましては従来の住民避難訓練に加えて、職員のほうの訓練もあわせて行う予定で今準備のほうを進めております。具体的には、通常8時半からの訓練ということで毎回やっていたと思うのですが、1時間前に職員のほうは事前に動員する職員に関する訓練を行いたいというふうなことで、今準備を進めておることです。

具体的には、職員の参集、それから今回はちょっと避難所の開設ということに関しまして、町の中に例えば社会体育館等防災倉庫がございます。そこから具体的に物を今回開設する南小に運んでくる、そのような訓練を行う。それから、避難班というようなことで、とりあえず3班ほど設けて、具体的に災害時に対応する訓練ということで計画をしておるところでございます。

◇議長(柳沢浩一君) 2番渡邊俊彦議員。

[2番 渡邊俊彦君発言]

◇2番(渡邊俊彦君) わかりました。

あとは、この次は備蓄の関係というか、準備の関係でちょっと聞きたいのですが、大災害が発生して、この地域が襲われなくても、例えば原子力発電所が、電気がとまれば、東京に電気が行かなくなるようなことで、ほかの地域に大きな災害が起きたときの応援だとか、あるいはそのお手伝いだとか情報収集の場だとか、隣の町だからここへ応援部隊の待機場所だとか、そこまで一応シミュレーションでいいかと思うのですが、考えているといいと思いますけれども、そういったことまでは考えたことはありますか。

◇議長(柳沢浩一君) 生活環境安全課長。

[生活環境安全課長 齊藤治正君発言]

◇生活環境安全課長（齊藤治正君） 今渡邊議員のおっしゃるような大災害についてまでの想定まではしていませんし、シミュレーションもそこまではやったことはありません。

◇議長（柳沢浩一君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） 当町は、今現在姉妹提携を結んでいる町村があります。山ノ内町、長野県です。群馬県では昭和村、茨城県の茨城町、この町とは災害の派遣の協定を結んでおります。いち早くお互いに相手が被災した場合は手を差し伸べると。大きく言えば手を差し伸べるということでございます。その中に、細かいいろいろな協定もあるのでありますけれども、やっております。

また、群馬県そのものも、例えば今玉村町は群馬県町村会の中の中毛町村会というのがございまして、玉村町と吉岡町、榛東村、この3町で中毛町村会という1つの小さなグループができております。年に1回は議員さんを初め、役場幹部と3町が一緒になって研修会をしたり、懇親をしたりやっております。この3町については、一番近場にいる親戚でございまして、いざというときにはいち早くお互いに協力しようということは話し合われております。そのほかにもいろんなつながりがありますので、そういうつながりの中で、必ず今はこういう時代でございまして、お互いに協力関係をしていこうということでやっておりますので。

というのは、例えば備蓄倉庫で、町民の皆さんの食料を3日も4日もということはもう無理な話なのです。ですから、とりあえずのものを用意しておいてくれと。あとは、お互いに持ち寄ろうと。お互いに相手側にそれを持っていこうという、そんなような形で、全国の町村がみんなそういう形になっていると思いますけれども、群馬県町村会もそんなような形で進んでおりますし、玉村町もその中で、近くで何かあったときにはすぐそれに手を差し伸べるという形でやっていく。これが今の何が起るかわからないという広島市の事故もありますし、そういう状況でございまして、その辺については非常に各市町村が連携をとっております。

◇議長（柳沢浩一君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） ありがとうございます。そのとおりだと思います。

国のほうでも大災害を想定してやる訓練は、よその地域まで負傷者を運んだり、ヘリコプターで運んだり、自衛隊の大型ヘリコプターで避難させたり、そういうようなことを考えていますけれども、この地域にそれがあるかという、ない可能性のほうが高いと思うのですけれども、それを看板にして、この住みよい玉村町なのだよと、災害が少ないのだよという、それを何もしないで口だけで言うわけにはいきませんので、そういった裏づけを持ってやるのがいいかと思って、町が今後考えている定住住宅なんかも、そういうのを売り込みの1つの材料にできればというふうに、広い意味で考えてこんな質問をしたわけでございます。

まだ時間が十分あるのですけれども、これで終わらせていただきます。災害のないことを祈ります。ありがとうございました。



○散 会

◇議長（柳沢浩一君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

なお、あしたも午前9時までに議場へご参集ください。

ご苦労さまでした。

午後4時5分散会